

— 人がいきいきと生きる
静岡県をねがって —

地方自治

(主な内容・目次)

第 25 回静岡地方自治研究集会

【主催者挨拶】

川瀬憲子地方自治研究所理事長 . . . 3

【記念講演】

グローバル市民社会と地方自治

一辺野古・コロナ禍・学術会議問題から考える—

岡田正則早稲田大学教授 5

【基調報告】 24

【分科会】 37

1. 質の高い公共サービスめざす公契約条例 38

2. コロナ病棟スタッフが伝えたいこと 41

3. 最近の活断層についての規制委審査状況 47

4. 長野県内のリニアの残土置き場の問題点 53

5. 守口市学童保育の民間委託と 55

指導員雇止め事件から考える 55

浜松市水道民営化 57

島田市の包括業務委託に対するたたかい 65



ネットワーク

しまおか

No88 号

2021 年 12 月 10 日



静岡県地方自治研究所

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2 丁目 2-1

セキスイハイムビル 7F 静岡自治労連気付

Tel 054-282-4060 Fax 054-282-4057

jichiken@s-jichiroren.com

発行人・川瀬憲子 編集人・林 克



大井川上流部上千枚沢出会い

第 25 回静岡地方自治研究所集会

主催者挨拶 川瀬憲子理事長

2021 年 9 月 19 日に静岡市において第 25 回静岡地方自治研究集会が開催されました。

静岡地方自治研究集会にご参加いただき、ありがとうございます。

今回は、25 回という記念すべき集会でございます。新型コロナの影響で、2 年続きのオンライン開催となりました。会場にお越しの皆さまと、オンライン参加の皆さまをつないでの開催となります。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。



菅首相の退陣が決まりましたが、着任早々に、日本学術会議会員への被推薦者 6 名の任命を拒否したことは、記憶に新しいかと思います。それは、憲法が保障する学問の自由、思想信条の自由、民主主義、基本的人権に対する重大な侵害ですし、また日本学術会議を行政改革の一環として、民営化あるいは政府の附属機関に変えようというもので、許しがたい暴挙であると思います。2004 年の国立大学法人化以来、運営費交付金が毎年 1%ずつカットされ、外部資金獲得を至上命題とされるようになり、研究や教育にも支障をきたすようになっていきます。トップダウン

による運営が強化された結果、大学の自治は後退し、高等教育は危機を迎えています。

管政権下では、オリンピックとパラリンピックを最優先にすすめた結果、コロナ感染者が拡大し、支持率は急速に低下しました。カジノ誘致に「ノー」を突きつけた横浜市長選挙などを機に、自民党内で、菅下ろしが始まり、マスコミが自民党総裁選ばかり報道するようになりました。再び自民党支持率が上昇しているのですが、マスコミの付度も異常です。

また、世界的に見て、ワクチンですべてが解決されないことが判明しましたし、PCR 検査も十分に行われていない状況も続いています。連日のように、コロナ感染自宅療養者の死亡が伝えられ、医療現場の逼迫が顕在化しています。格差と貧困はコロナ・ショックを機にさらに拡大しました。国民の命と暮らしを守ることが、いかに最重要課題であることが、浮き彫りになったといえます。コロナ禍に加えて、地元静岡では、7 月に、熱海土石流災害が発生しました。上流の違法な盛り土などによる人災的要素が大きいことが判明し、刑事裁判が始まろうとしています。

9 月からはデジタル庁が発足し、デジタルによる自治体改革が進められようとしているのですが、それは統治機構そのものをさらに集権的な体制に組み替えていくものです。いま改めて、分権・自治と参加の重要性、民主主義の重要性を再認識することが求められているといえまし

よう。

最後に、私の恩師でもあり、かつ静岡自治研集会でも記念講演においでいただいたことのある宮本憲一先生の卒寿記念として、宮本背広ゼミナール編『未来への航跡－環境と自治の政治経済学を求めて』（かもがわ出版、2021年）が出版されたので紹介させていただきます。70年に及ぶ研究の足跡をたどり、自分史のほか、2000編に及ぶ著作目録などが収録されています。是非、ご購入ください。

本日は、記念講演に、早稲田大学教授で、行政法がご専門の岡田正則先生をお招きして、「グローバル市民社会と地方自治」についてお話をいただきたいと思います。日本学術会議の被推薦者のうち任命拒否された6名のお一人です。本日のために詳しいレジュメをご用意くださいました。午後からは分科会もございます。

それでは、最後までよろしくお願いいたします。



第 25 回静岡地方自治研究集会記念講演 岡田正則早稲田大学教授

グローバル市民社会と地方自治 ー辺野古・コロナ禍・学術会議問題から考えるー

2021 年 9 月 19 日に開催された第 25 回静岡地方自治研究集会記念講演要旨に修正・加筆したものです。

1 はじめに——辺野古・コロナ禍・学術 会議会員任命拒否問題

早稲田大学の岡田と申します。コロナのため静岡でお話しできなかったのはとても残念です。

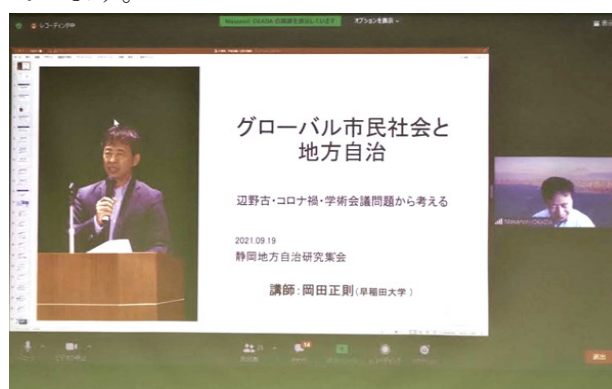
自己紹介をしたいと思います。生まれは栃木県、早稲田大学法学部、今日お声をかけていただいた萩原弁護士が 1 年後輩にあたります。早稲田で学部、大学院に進み、金沢大学に、最初に着任しました。そのあと名古屋の南山大学にまわりまして、2006 年から早稲田大学で特に法科大学院（法務研究科）で行政法を担当しております。10 年ほど司法試験の委員を担当し、また、ついこの間まで東京都の開発審査会会長、国会図書館の情報公開審査会を担当していました。

学術会議ですが、連携会員になったのが 2011 年でしたので、震災復興とか避難者の権利擁護といった課題をやってきました。例えば福島県から避難した原発被害者の方々の住民としての権利保障、生活保障への提言に携わりました。さて本日の話を、講演レジュメに従って行います。

現在、新型コロナによって移動の自由、表現の自由、経済活動の自由が制限されています。それは私権だから公共のために制限されて当たり前ののだということですが、移動の自由や表現の自由は私権なのでしょう。実は憲法上の人権なのですが、人権がいつの間にか私権にされてしまっているのはなぜか、ということです。次に「学術会議会員の任命を拒否されても、“学問の自由”は侵害されていない」と菅首相は国

会答弁しているわけですが、学問の自由というのは個人的な自由なのかということをよく考えなければいけないと思います。

辺野古基地の埋め立てというのは国の専権事項で、地方自治体は口出しできないということなのだ、国家というのは「公共」で地方というのは「私」なのだという考え方があって、防衛事項について地方は黙っている、従えということです。地方自治は否定され、生活は政治に従属させられるということが当然のように行われています。



2 グローバルな歴史の中の日本

（１）近代世界システムと地方自治

そこで視野を広げてグローバル市民社会ということを表題に掲げましたが、そういう視点から地方自治を考えることが本日の地方自治研究集会にはふさわしいのではないかと考えました。

本日の講演を準備するにあたって、グローバルな視点と地方自治の視点というリクエストをいただいてどうしようかと考え、時系列順に、辺野古、コロナ、学術会議という、何かしりと

りみたいですが、3つを並べた次第です。

この話に入る前提としての「グローバル」ということですが、近代世界システムというように社会科学では捉えられています。16世紀くらいから資本主義というシステムが生活の支配的なシステムとして形成されてきたという考え方です。世界を一つのシステムとしてとらえて、資本主義の形成と展開と消滅、その後の世界を考えていこうというのがウォーラーステインという学者が示している視点で、これは地方自治にとっても大事な視点です。

みなさんご存じのように、日本においても前近代から近代に移行する過程で、自然村から行政村へという移り変わりがありました。それは土地が村に付いている状態、江戸時代の村は隣の藩にも土地を持っていて生産を行うということでしたから、必ずしも政治権力の単位とは対応していませんでした。生活の単位は政治の単位とは別になっていて、村が土地について藩をまたいで管理しているということもある、村に土地がついている状態でした。

明治になると土地に村が割り当てられるという状態となり、政府の下部組織になっていきます。村は集団的な生産手段管理の仕組みから、商品交換秩序、つまり市場的な関係を管理する仕組みへと作り替えられました。それが市制町村制に至る過程です。

他国と比較してみると、イギリスは地方自治の母国と言われるわけですが、市民革命にあたって国王権力に対して市民・貴族階級が社会の近代化を担った点に特徴がありました。そのあらわれが名誉革命などですが、封建領主だった領主・地主層が囲い込みによって資本主義に適合し、資本主義への適応力を十分にもっていたことを背景として市民と連合して近代的な資本主義システムを立法で展開できたのです。法律レベルで近代化を進めることができるので憲法はいらないというのがイギリスでした。

領主層が政治システムの変革の中心にいたので、団体自治の理念が強く主張されました。シャーロックホームズのような私立探偵が活躍で

きるというのは、地方自治の単位で警察が区切られるという背景があります。イギリスの地方自治は団体自治で、住民自治は19世紀・20世紀に少しずつ進むことになります。

アメリカの場合は、フランス人のトクヴィルが書いた『アメリカのデモクラシー』という本が有名です。アメリカには封建的な支配システムがありませんでしたので、基本的には近代的なところから出発するわけです。革命を担うのは、国王権力に対する市民ということになるわけですが、その内容は封建制の打倒ではなく、宗主国からの独立で、それを形で示したのがアメリカ憲法です。同じ英米法の中で、イギリスは実定憲法が不要だったのに、アメリカは必要だったというのは、地方自治、その上に乗る州と連邦、それが宗主国から独立するために必要でした。ここでは地方自治が重要な役割を果たしていたと言えます。

フランスは、たいへん強力な中央集権国家でした。それは貴族層が地主としてきちんとした経営をやらなかったという歴史的背景があるからです。フランスというと「パリしかないのか？」と言うくらい、なぜかたいへんな中央集権になってしまいました。フランスというのはフランク族というゲルマン人がローマ帝国滅亡後に、ライン河周辺から入ってきて領主となって支配したので、民族問題が階級問題になってしまいます。民族が違うので自分の地元で経営などしたら反発が強いのです。このため地元にいる人に経営をやらせ自分たちはパリにいてそこで出世をしようと思いました。フランスの貴族は経営基盤がぜい弱でしたので、国王が権力の中心となる仕組みができました。

アンシャン・レージュム、つまり前近代の仕組みをひっくり返さないと近代社会が実現できません。市民層は、国王とも貴族層とも連携などできないので、これをつぶし中央権力を握ってその目標と手段を実定憲法で定めるというのがフランスのやり方でした。地方には自然村があって、ナポレオンは行政村をつくらうとしたのですが、やはり伝統的な農業生産の地域、たと

えば教会などを中心にできている村々に自治を認めざるを得ませんでした。

今でもフランスでは、小さな市町村が生活を支えるという意味で、中央政府と伝統的なコミュニケーションの二極化という特徴があります。

最後に日本のモデルとなったドイツですが、フランスとは対照的に領主が経営を一所懸命にやって前近代的な農奴制の生産の仕組みを維持する状況がありました。現在でもドイツは連邦制、地方分権の面が強いのですが、18から19世紀にかけてのフランス革命とその後の時期、つまりドイツでも近代化を図りたいという時期に、市民がそれほど力を得ることができなかったという歴史的背景があるのです。

ナポレオン支配やウィーン体制に対抗するために国の制度をルール化して確立する意図で、自分たちの実定憲法をつくろうということになるのですが、封建地主などが力を持っているもとで憲法をつくるので、その憲法は、旧勢力の特権や身分制を維持することになり近代化には逆行する内容になりました。

伝統的にはドイツでも都市の自治があったわけですが、19世紀後半に国家が統一されて、国力を増強するための地方の自主性という形で地方自治が許容され、国家に組み入れられる、これが日本の地方制度のモデルになります。



(2) 日本の近代と地方自治

日本は律令制の昔から、強力な文化輸出国の中国の周辺国として国家を形成しました。日本の知識の在り方も、今日に至るまで輸入型の文

化、舶来のものをありがたがる文化が学術においてもあります。それは明治期になって近代化の過程でひじょうに強い威力を発揮しまして、外からの輸入の仕方が長けていました。漢字、カタカナで自分のところに取り入れるという翻訳の技術ですが、漢字、カタカナ、そしてひらがなというものが曲者です。我々からすれば漢字というのはよそから来た文字、中国の字であって日本の字ではありません。生活で使っているのはカタカナ、ひらがな、いわゆるカナですから、あくまで仮の字で、本字は中国から来た漢字なのです。

またカナが2つあるというのが翻訳のための技術でありまして、カタカナは漢字に添えられて輸入の手助けをする、これか公共空間をつくるわけです。明治期の法律や判決は全部漢字とカタカナで一般庶民にはわからなくていいのだ、生活世界で使われるのはひらがなで、漢字を無理やり生活世界の読み方に移し替えるという世界でもまれな離れ業、訓読みという離れ業を今でもしています。その中で建前と本音が分離する、公共空間と生活世界では使う言葉が違う、空気を読んで言葉を使い分けるということが行われます。

自然村から行政村へというのは、ひらがなの関係から漢字とカタカナの関係への組み替えでした。村が国力増強のための地方制度とされたのです。それをひらがなの関係に引き戻そうとしたのが日本国憲法の地方自治制度です。帝国憲法と日本国憲法と比べると言葉が違います。自分の言葉で語ることが日本の政治や社会にとって必要なのだと、戦後の政治文化の中で生活世界の言葉が法律の中に取り入れられました。地方自治は、まさに自分たちの言葉で語らないといけない公共空間なのです。

さっきフランスの話をしましたが、フランス人がお互いに自分の言葉で語るとするのは1804年のフランス民法典、いわゆるナポレオン法典がきっかけになっています。一般庶民が生活の中でわかる言葉で書かれていて、使うことのできる法律が民法典だったわけです。ただし近代

化によって生活力のある人だけが政治的な意思決定を行えるものとされます。「生活力のない女性とか、子どもとか資産のない労働者は他人に依存しているので自律的な意思決定ができない人々である、したがって市民ではない」として、公共の空間から排除されました。これが近代の裏の面です。

（３）国民国家の空洞化と“逆襲”

戦後日本の公共空間で使われる言葉が一般庶民の言葉に近づいたとはいえ、「自分たちの言葉」といえるものではありませんでした。一方、1980年代90年代、どんどん国民国家が空洞化する状況がグローバル化、分権化、民間化の中で生まれてきます。統治する側は、自己の存在意義をアピールするためにアメリカ・ファーストとか都民ファーストとか、領土問題、尖閣列島、竹島など、脅威をあおって、「今は生活を云々している場合ではなく非常事態なのだ、だから中央政府に従え」と政治的支配をつづけ、自分たちの言葉を読させない状況がつけられています。首相自身も自分の言葉を読させないような情けない状態ですけど、そういう政治になってしまっていて、それを是正できるかどうかは現在の私たちの課題です。

3 辺野古埋立て問題

（１）この間の経緯

地方自治問題として辺野古埋立て問題を取り上げます。辺野古の問題を時系列的に並べると、1995年に沖縄で少女に対する米兵の強姦事件があって、放置できない、基地の負担は異常だとの議論の中で、普天間飛行場全面返還の合意を日米会談でしました。代替基地をどうするかということについて、日本政府と経済界は、アメリカの権力を使って統治する、自分たちの支配を延長させるために動いています。

そこで地方自治についてもアメリカの軍事力を背景として従属させるという状態が現在でも続いていて、沖縄をとにかく服従させようというのがこの辺野古問題です。

2013年3月に沖縄防衛局が辺野古沖埋立て願出を提出し、3期前の仲井眞元知事が埋立て願出を承認した後、基地としての使い方に問題があるし環境の面でも大きな悪影響があることを見ないで（仲井眞氏が）承認してしまったということで、翁長前知事が埋立承認を取消しました。

辺野古は沖縄本島の真ん中あたりにあります。埋立て予定地北側の大浦湾から島を横断して本部半島の南側にかけて断層が走っています。沖縄はサンゴ礁でできている遠浅の海ですけど、この部分だけが深くなっているわけです。そこでアメリカは返還前にここに基地をつくらうとしました。大型戦艦を停泊させるためです。しかし埋め立てが十分にできないという理由で断念した経緯があります。



（２）現在の状況

1) 国の機関による多数の違法行為

それが今回、日本政府の付度でここにつくってあげようということになりました。水深90メートルの場所を埋め立てるという、常識では考えられない工事をやろうとしているわけで、しかも軟弱地盤でこれまでやられたことがない埋め立て工事です。

ほんとうに完成できるのかで問題になっていますが、そこに行く前に、翁長知事の埋め立て承認取り消しに対して、当事者である防衛省や防衛大臣が動いていない点に注意する必要があります。当事者が動かずに埋め立て事業の所管大臣である国土交通大臣が知事に指示するという、地方自治法の仕組みを使って沖縄県を屈服させるというのが今回のやり方です。

最高裁判決によって翁長知事の取消処分が取り消されましたが、翁長知事が亡くなる前に、承認後の工事実施に問題があるということで、3年前の2018年8月に撤回しました。それについて国が争い、土砂投入も始まります。その後、サンゴ礁の移植問題等あるわけですが、経緯は省略します。現在どうなっているのか。国（防衛省）は多数の違法行為をやり、普通の業者がすれば埋め立て中止、免許取り消しということになるような行為ですが、国が違法行為やっても取り締まりを県にさせない、国が違法行為しても自分のことですから当然やめないという異常な事態が続いています。

例えば海底の岩礁破砕であるとか、承認に附款という留意事項が付いているわけですが、これで義務を負っているはずの報告をやらないうとか、県が調査しようとしてもそれを拒否して米軍の管理区域だからそれを入れないとか、承認の基礎になっている設計概要を守らず、順番を変えたり、やることを変えたりしています。最近でもやってはだめだという台風の時期にサンゴを移植して、それがどうなっても知らない、とにかく工事の邪魔になるサンゴを取り除くということをやりました。これ以外にも挙げればきりがありませんが、これまでなら国がやってはいけないと言ってきたことを国が平気でやって、工事が進められています。

2) 紛争の審査機関が一方の当事者の立場に立って他方の当事者に指示

沖縄県が免許を取り消したり撤回したりしていることに対して、国は沖縄県を羽交い絞めにしているのが現在の状況です。審査請求制度を使って、防衛省が国土交通大臣に助けを求めて、国土交通大臣がその言うことを聞いて沖縄県の処分を止めてしまう、あるいは取り消してしまう。こういう防衛省の私人なりすまし、また国土交通大臣の一人二役ということがあるわけです。

防衛省の私人なりすましというのは、自分たちは一埋め立て事業者なのだ、だから権利を保障してもらえ、国民と同じようにそういう権利があると言います。国土交通大臣に助けてくださいというのですが、国土交通大臣はまず審判役として「よし分かった、沖縄県を懲らしめてやろう」と申立人、つまり防衛省側の言うことを聞いて沖縄県の言うことを止める。もう一方で、審判役の立場を投げ捨てて沖縄県に対する法定受託事務の監督官庁として、言うことを聞かないと裁判所も使って防衛省の要求を実施させるという、一人二役を演じています。

3) 裁判所の追認（司法審査の放棄）と法解釈の蹂躪

裁判所側もこれを止めないのが問題で、沖縄県は防衛省や国土交通大臣のかかわり方がおかしいと申し立てや訴訟をするのですが、裁判所は、対等であるはずの国が沖縄県にいろいろなかたちで法的に関与するのを止めないのです。沖縄県は、自分たちの計画実施に支障があるとか、環境が破壊されるとか、土地利用の面で自分たちの自治権を侵害されたと主張するのですが、裁判所は、「県は国民ではないので訴訟を起こせない、自治法上の関与訴訟もダメ、それから抗告訴訟もダメ、自治体には裁判を受ける権利がない」と言うのです。

最近の裁判でも、申請者が専門の審議会を経て申請しているのだから、沖縄県はその言うことを聞けという判決を出しています。申請者が学者を使って原発は安全だという内容の申請をすれば、それについて行政は審査するなというに等しいことを言っているわけです。また国が提出した書類は真っ黒ではなくて白い部分（基準を満たしている部分）もあるのだから許可しろという判断なのですね。

残念ながら日本の裁判所は、国・地方の問題、あるいは軍事問題ということになると思考停止になってしまうようです。

まるで漫画のような例ですが、2016年9月の高裁判決でどんなことを言っているかというと、「北朝鮮が保有する弾道ミサイルのうちノドンの射程外となるのは我が国では沖縄などごく一部であること……。このような事実……に照らして、上記原告〔国土交通大臣〕の説明内容に前提事実の誤りや判断に不合理な点があるとは認められない」として、裁判所が辺野古に新しい基地を造ることを追認しました。今時北朝鮮のミサイルが射程距離に届いていない、1990年代のミサイルなら射程外ですが、2000年代に入れば沖縄県は射程に入ることを見ないわけです。テポドンや中国のミサイルは完全に無視し、はるか昔のものをもってきて沖縄に基地を造ってよいという理由にしました。

また国土交通大臣が軍事基地をどこにつくるかを主張している点もおかしい。国土交通省の権限外の主張をしているのですから、裁判所は「あなたが主張できることではない」と排除しなければいけないのに、苦し紛れにそれを採用するというとんでもないことをしています。

4) 設計概要変更承認申請に対する県の対応と想定される今後の展開

水深 90 メートルのところにある軟弱地盤を埋め立てる計画が、最初の承認の段階では入っていませんでした。設計概要変更承認申請というのを一昨年国側が出してきたわけですが、工事を無事やれるのかという問題や、新たな大規模工事になり工事期間も倍以上、埋め立ての土砂も何倍にもなるのですから環境影響評価とか、土砂をどこから持ってくるのかの審査をしなければいけないのです。しかし、国側は環境影響評価をやらないし土砂についても本土から持ってきてくれず、県内の沖縄戦時の遺骨がたくさんあるところの土を削ってこれを埋め立てに使うとしています。沖縄県内では「とんでもないことだ」ということで問題になっているのはご存知のとおり

です。

図で示すと右側が水深 70 から 90 メートルのところ。仮に埋め立てができたとしても、年々沈んでいくようになります。羽田とか関空とかは沈下していますが、あそこは均等に沈下しているので飛行場として使えます。ところが辺野古は海底がでこぼこしているので、不同沈下になる。つまり滑走路がでこぼこになるわけです。滑走路というのは時速何百キロという飛行機が進入してくる場所です。普通のレーシングカーよりもっと早いので、ほんとうに路面が平らでないと危険です。しかも輸送機はたいへん重いので加重も大きいわけです。ですから、でこぼこの滑走路を使えと言われても、アメリカ軍は「使えない」というのは目に見えているのです。

防衛省は、「路面はでこぼこになるがコンクリートの板を通し下にジャッキを入れて調整するから大丈夫だ」と言うのですが、そんなにポンコツになる基地を使うというのは常識では考えられません。埋め立ての可能性でも、基地としての性能の面でも、環境への負荷という面でも、いろいろな問題でまともな工事として許可ができないというのが現状です。



(3) 辺野古埋立て問題とグローバル市民社会

さて辺野古問題をグローバル市民社会という視点からみると、日米の軍事戦略、特に対中国との関係で琉球列島に軍事線を張ろうという問題が関わっています。辺野古というのは海兵隊用の基地ですから日本の防衛と全く関係がありません。アメリカの攻撃用の基地

ですから、嘉手納とはその意味では性質が違います。日本が安保関連法でその攻撃をバックアップするという事になっています。一方、日本だけではなく、アメリカでも市民運動などを通じて「これは問題だ、造ってはいけない」という世論が広がりつつあります。

米軍や日本政府は台湾と中国の間での戦争をあおっていますが、台湾や韓国は独裁国家を克服し民主化してきた経験がありますから、自分たちでアメリカに対して防衛とか国の在り方とかを考えなければいけないという態度を示しています。日本のように戦前の独裁国家を引き継いでいるという政治文化と異なるところがあります。私たちも対米関係を見直す必要があるし、地方自治の観点から地位協定を見直さなければいけない。これは全国知事会などからも言われています。

沖縄に現れていることは地方自治の重大な問題で、しかもグローバル市民社会の中で地方自治が果たさなければいけない問題を示しています。

国の行政組織の中で法遵守が崩壊している、それをチェックしなければいけない司法が機能不全の状態にあって、特に軍事問題では思考停止に陥っています。行政過程、司法過程を点検する仕組みをつくらなければいけないし、参加する仕組みを再構成する必要があります。

4 グローバル化の中でのコロナ禍

(1) コロナ禍であらわになったグローバル化の現局面

次はグローバル化の中のコロナ禍の問題ですが、昨年初めから問題になりました。これを長期的に見ると自然に対する人間の収奪的な関係です。世界の隅々まで儲けの対象にするという事態、つまり市場の中に人間生活を組み込んで資本蓄積の道具にするという事態が進んでいます。その中で、自然と人間の循環や人間生活の中での循環が壊れかかっています。そのあらわれの一つがパンデミックで

あるし、あるいは少子高齢化社会ということだと思います。

中期的に見ると資本主義の中でも新自由主義が国の施策に取り込まれました。これは、通常の資本の蓄積システムの中では不可能な乱暴な資本蓄積を、労働の非正規化や「勝ち組総取り」的な事業形態などを通じて可能にする施策でした。これによって人間関係が破壊される一方で、ウイルスというのはモノ、資本、情報という人以外のものには感染しませんので、これらを通じてパンデミックの下でもグローバルな資本蓄積が進行しているのが現状であって、一昨日の新聞よりますと、バブル以来の株高という恐ろしい事態です。生活はどんどんひどい事になっているのに株だけは維持する、日銀とか我々の年金の財源が株価を維持するのに投入されているのです。

他方で、人々の生活を支えるための、循環を維持するエッセンシャルワーク、人が人をケアとしたり支えたりする仕事が危機に陥れています。イギリスのジョンソン首相は、コロナに感染し治療を受けて「社会は存在する」と言いました。かつてサッチャーは「社会は存在しない」と言いましたが、政治家であつても人の生存を支える基盤、社会に支えられており、その背景には科学者のネットワークや生活圏の人々のいろいろなつながりがあり、これらがパンデミックの中でも人々の生活や生存を支えているのです。

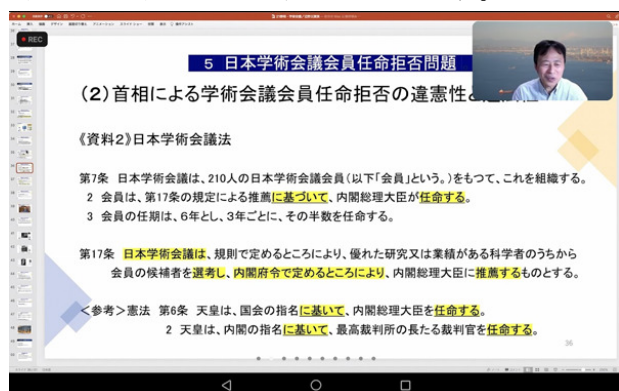
(2) 課題

私たちが何を变え、何をしなければならぬいかと言えば、地球と生活からの収奪による資本蓄積を抑制することが課題だといえるでしょう。斎藤幸平さんが『人新世の資本論』という本を出していますが、ここで言われているのは、惑星の物質代謝を保全するように生活の在り方を修正していかなければいけないし、資本主義から離脱しなければいけないということです。私の言葉で言えば、モノの

再生産ではなく、ヒトの再生産、ケア労働などを保障していくシステムや法制度をつくっていかねばいけない。斎藤さんによれば「脱成長のコミュニズム」ということです。先ほど川瀬先生が紹介されていた宮本憲一先生も、考え方としてはすでに以前からおっしゃっていましたが、斎藤さんの本でも、地方自治の観点が大事であって、「国際的に開かれた自治体主義」が今後の政治の在り方で重要だと言い、バルセロナの例を出してこれが気候正義につながっているとしています。

斎藤幸平さんはドイツの大学で学位を取り、その学位論文の翻訳が出ていますが、これはマルクスの資本論に正面から挑んだ本ですね。世の中には「〇〇資本論」という本がたくさんありますが、読んでみるとマルクスの資本論をそんな深く追求する本ではないのですが、斎藤さんの本は資本論を正面から捉えて発展方向を示した点ですごいと思いました。

私たちはナショナリズムの中で相互不信が煽られているわけですが、そうではなく、斎藤さんの本が主張する「国際的に開かれた自治体主義」、つまり相互信頼が築けるような地域的な関係、そして将来世代との信頼どうつくっていくのが大事だと思います。



5 日本学術会議会員任命拒否問題

(1) この間の経緯

三つ目の話、学術会議の話です。この三題、共通点が三つほどあります。一つはグローバルな関係のもとでナショナルな権力行使がされていて、それが問題になっている事案だということです。地方自治研究集会として

は、ローカルな自治の視点からこれを批判するというのが課題になります。

二つ目はいずれも将来をどうするかを考えるべき課題だということです。これから話す学術会議問題は、学術のあり方、専門家と一般社会のあり方、これを今後どうすべきか、これを将来世代にどういう社会をバトンタッチするかという区切り目に現れている問題です。

三つめは専門家と一般社会との関係が問われている問題だということです。辺野古で言えばほんとうに造っていいのかということ、日本の防衛とか平和とかの専門家と一般市民との関係。パンデミックについての公衆衛生の専門家と一般市民との関係。学術会議においては専門家集団と一般市民との関係。これらの関係を日本はどういうふうに築いていくのか、という問題です。

さて学術会議の問題ですが、時系列を並べると注目すべき点は三つあります。

一つ目は、学術会議法は 1948 年にできて、1950 年、1967 年、2017 年と 3 回声明を出しています。学術会議は、学術が軍事に従属して協力してしまったことを二度と繰り返してはいけないという教訓に基づいてつくられた機関です。その出発点を確認したのが 3 回の声明です。

1950 年は設立直後ですが、1967 年はアメリカ国防総省のお金で日本でも科学技術研究をしていることについて、警告を発する声明でした。そして 2017 年がその前々年の安保関連法による安全保障技術制度によって、防衛省が補助金を出してデュアルユース技術の開発を進めることについて各大学や研究機関に対して慎重に判断するようにという声明でした。

二つ目の注目点は、学術会議法改正による会員選考の方法が変化したということです。49 年にスタートした時は選挙制で、83 年まで続きます。政府によると選挙であるとしても政治的な党派争いのようにになってしまうので、学会からの推薦によって行うべきとし

ました。その後、2003 年に現在の方式になります。これは、世界的にやられている方式ですが、自己選考方式、つまり学術会議の会員が中心となって、連携会員と学会から名前を出してもらって、基本的には学術会議の会員総会で決めるという学者自身による推薦と決定という方式にしました。

学術が政治に従属すると、学術そのものや社会に対する政治のあり方を批判的に検討できなくなってしまうという問題があります。それゆえ、会員の選考は政治から独立していなければいけないというのが基本的な考え方です。学会からの任命制や現在の自己選考制にしたときも内閣総理大臣による任命は形式にすぎない、と国会答弁で説明されてきました。その意味では独立性を尊重して政治が人事に介入するということはやらないという前提で来たところ、昨年 10 月、菅総理大臣が任命拒否できると行ったのが今回の事件です。

三つ目の注目点がその背景ですが、2015 年に安保関連法ができ、安全保障技術推進制度に学術を取り込んで、アメリカの軍事技術と結び合わせる、そこに提供する、日本の学術をそこに組み込もうとするものです。入口はデュアルユース、軍事用にも民生用にも生かせる技術というのが目標だから、あまり警戒せずに補助金を受けて研究をせよというものです。それについて学術会議は日本の学術全体をゆがめるものだという理由で声明を出しました。このような声明を出しそうだというとき、官邸がいろいろなかたちで介入してきたようです。官邸から、「今度の会員候補者は、どういう者が途中経過を説明しろ」といった要求があり、当時の大西会長が 105 人に絞る前の名簿を持って行って、杉田官房副長官に説明したようです。前会長は京大総長の山極さんでしたが、山極さんは「それはやってはいけない」と言ったのに対して、総理大臣が「言うこと聞け」と言ってやってきたのが今回ということです。このように、グローバルな関係の中で日本の学術を軍事研究に巻き込

もうという背景があるのです。

（２）首相による学術会議会員任命拒否の違憲性と違法性

さて首相による学術会員任命拒否の違憲性と違法性です。学術会議がなぜできたかにかかわります。それは学術会議法の前文に明示されていますが、「日本学術会議は科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」ということです。前文がある法律はそう多くないし、特に憲法具体化する教育分野の法律では前文がついているのは三つです。佐藤学先生が言っておられたのですが、教育基本法と日本学術会議法と国立国会図書館法の三つで、戦後の憲法が国の基礎として学術教育を位置付けていることがここに現れています。

学術会議は会員 210 人からなっていて、その周りに連携会員が約 2000 人いて、分科会をつくっていろいろな提言や国際的な学術活動や学会間の相互連携、必要に応じてシンポジウムの実施などを行っています。

違憲性と違法性ということですが、それは三つの点から言えます。一つは独立性の侵害です。憲法 23 条の学問の自由というのは自由権ではなく、学術に携わる人たちの自律の下で、自分たちがやっていいこと悪いことを判断する仕組みの下で初めて許される自由であるわけで、自分の考えたことを好き勝手らやっていいということではありません。23 条という微妙な位置に憲法は置いているわけです。

学術会議法の 1 条から 3 条は学術会議の独立性に関する条文で、学術会議は内閣総理大臣の所轄であるとしています。「所轄」は法律上「統轄」と対をなす言葉で、統轄はピラミッド上の組織で下の組織は上の組織に従うということ言い表すのに対して、所轄は事務を取り扱うことです。所轄の税務署というのは税

務署に支配されているわけではなくて、その税務署が事務を取り扱うということです。「学術会議に関する経費は国庫の負担とする」の国庫は財産の主体という明治以来の使い方で、政治的な関係はもちません。あくまで財産の主体として経費を負担するだけの関係を示しています。2条が我が国の科学者を内外に代表する機関だということを位置付け、独立した機関で職務を行うとしています。このように、学術の在り方から必要とされる独立性を任命拒否は侵害したのだということです。

二つ目は選考権です。人事権は学術会議にあって、会員を任命する・しない、という選ぶ自由は総理大臣には与えられていません。

任命権に関する条文は日本学術会議法7条17条、それから後での述べる25条26条ですが、会員というのは学術会議の推薦に基づいて総理大臣が任命する、任命という言葉があるのだから拒否することができることを首相は突然言い出しました。推薦というのは、17条で学術会議が選考して内閣令で定める手続で推薦する。これらの規定に則って学術会議の幹事会などで選考し、総会で次の会員を決定することをしているわけです。「推薦なのだから、任命してもしなくてもいいのではないか」ということではありません。憲法6条の総理大臣の指名、単独だから指名ですが、国会が指名したけれども「菅という総理大臣は能力がなさそうだから任命しない」と天皇が言い出したらたいへんなことになるわけですね。“選べない任命”なのです。最高裁の長たる裁判官もそうですし、一般裁判官の任命もそうです。例をあげればきりがありません。

罷免の問題ですが、25条26条を見ると、内閣総理大臣には罷免権はありません。学術会議側が提案して総理大臣は同意するだけです。その意味で憲法15条が言う公務員の選定・罷免は国民固有の権利だから、それを預かる内閣が選定・罷免できると言っていますが、それは学術会議の総会が預かっているのです。

三つ目は手続上の違法です。菅首相は記者

会見で「今回の任命の決定にあたって学術会議から提出された推薦名簿を見ていない」と明言しました。そうだとすると、今回の任命拒否は学術会議からの推薦名簿に基づいていないことになり、違法だということになります。

任命拒否は違法だと国会などで追及されました。菅総理大臣は苦し紛れに「総合的・俯瞰的な観点」「多様性の確保」「既得権益の打破」という説明をしました。総合的・俯瞰的というのは学術会議の活動が理系だけに偏ってはいけないという意味で使われている用語ですが、排除した6人はすべて人文社会系ですから、逆なことをしているので説明ができなくなりました。多様性が大事という点でも、理系に偏らせることをしており、地域性の点でも関西の会員を排除するとか、ジェンダーの点でも女性を排除するとか、所属大学でも私立大学を排除するとか、年齢層の点でも若い人を排除するとかでかえって多様性を考えていないことが明らかになり、説明ができなくなりました。

そこで「前例を踏襲すべきでない、悩んだ」と言い出しましたが、悩んだ割に会員名簿を自分は見えていないと言い出して、普通は名簿を見て悩むのですが「排除したのがどんな人かはぜんぜん知らない」という始末です。

「既得権益を打破しなければいけない」というのですが、学術会議の会員は既得権益は持っておらず、特別の手当が出るわけではないです。交通費と日当が出ますがそれで秋口には底をついてしまいます。11月くらいからはボランティアで学術会議の仕事をするのが実情です。

答えに窮したので人事案件は答えられないとか、個別のことは答えられないとか、仮定の問題には答えられないとか言い逃れをしています。答えなければいけないのは個人の経歴とかではなく判断基準です。どういう基準で不適格と判断したのか、持っていたらそれを示しなさいということです。これは人事の

問題ではなく、政府の行政機関としてのやり方の問題です。それが説明できなくなっているということです。



(3) 日本における「学術と政治」

日本における政治と学術の関係ですが、密接な関係がありしかも輸入に頼っています。その輸入を押さえるのが権力の源泉です。インドや中国から仏教を輸入してその知識を管理することによって権力を握れる面があります。明治の時も西洋から学問を輸入するということで翻訳の技術がひじょうに大きな威力を発揮しました。これを高等教育につなげたのが帝国大学令というものであったわけです。ここでの教育や研究は国家の必要に応じるもので、学問は国を支え発展させるためにやるべきものだという土台が据えられました。

例えば今でも学術論文の中で「わが国は」という言葉をしばしば見かけます。日本語が使えるのは日本国籍を持っている人で、論文書く人も読む人も日本国籍をもっているという前提で「わが国の法制度は」と使うのですが、「いつの間にお前の国になったのだ」と突っ込みを入れたくなります。

いずれにしても日本の帝国大学が「国家のために学問をする」ということで、国の大学だからわが国の学問ということになりました。それが現在に至るまで続いていて日本を客観視できない学問に無意識のうちになっています。一つの病気だと思いますが改めなければいけません。

さて、ナショナリズムに絡めとられた学問

の状況の中で、1933年に滝川事件が起こります。その前に社会主義に対する弾圧は既にやられてしまっているわけですが、滝川事件というのは刑法学者の滝川幸辰さんが講演で内乱罪や姦通罪は、自由主義的な国をめざすのであれば改正しなければいけないとした本がとがめられて発禁処分となり、大学を休職処分にされて追い出されました。このときは京都大学の同僚も一斉に立ち上がったのですが、のちに腰砕けになりました。これは社会主義に対する弾圧は終わった後の自由主義に対する弾圧でした。次の美濃部達吉の天皇機関説事件になると、もう自由主義だけではなく軍部を制約する理論が弾圧の対象となりました。天皇の大権である統帥権を憲法で枠づけるということはやってはいけないと貴族院から追い出されるとか、美濃部自身もテロで襲撃されるといった事件でした。さらに1940年の津田左右吉事件ですが、この年は皇紀2600年として、この年につくられた戦闘機がゼロ戦と言います。なぜかゼロという敵性語を使っています。いずれにしても政府が言っているのがフェイクだとわかってしまうような、政府にとって不都合な本、古事記や日本書紀の研究から「皇紀は2600年」なんてありえないということがわかってしまう本を出すことを弾圧したのがこの事件です。

日本の学術と政治ですが、憲法23条というのは滝川事件や機関説事件のような学問の自由を否認する事件の再発を防ぐことを趣旨としたものです。滝川事件や機関説事件、津田事件など、個人で権力に立ち向かうことは到底できないわけです。個人の問題にすると簡単にひねりつぶされるということが教訓です。

先ほども述べましたように、軍事研究をするように日本の学問を持っていこうというのが、安保法制以来の日本政府のめざす方向です。これは排外主義と秘密主義を日本の大学にもたらすわけで、現にそのように進みつつあります。外国の留学生や国際的な共同研究は届け出をしろというわけです。科研費につ

いても、今年から、国外からの研究費受給については申請しなければなりません。こうなると学術がどんどんやせ細ってしまいますし、権力に点検されて公表もできなくなってしまう。2004 年以来、日本の国立大学は法人化されて、予算も運営交付金としてマイナス 1%シーリングで削られてきたわけで、これが日本の学術が低迷している原因と言われています。その背景にあるのが「選択と集中」です。これによって、OECD 諸国で唯一日本だけが右肩下がりになっています。学術の在り方を考えると逆行しています。政府は学術を支えなければいけないし、その進め方に関し学術会議やさまざまな学会と手を取り合って考えていかなければいけない局面にあるのに、かえって学術を叩き潰すことをやっているのです。

自民党のプロジェクトチームは、学術会議は国から独立した組織になべきだというのですが、その本音は学術会議から国家機関としての位置づけを奪うことによって、その内外に対する代表機関としての役割を否定する意図でやっているわけです。「独立」というのは自分で金稼げということですが、そんな機関は世界中にないわけですし、例えばイギリスやアメリカは公益法人というかたちでやっていますが、法律で国が財政を支える責任と独立性を定めています。グローバルな学術のあり方こそが人類社会の発展に貢献すると位置づけられているのです。

それから 10 億円の予算を使っているのだから政府が介入して当然だなどと言われますが、半分は内閣府職員の人件費、残り 5 億円も建物維持などで半分つかっているから、2 億 5 千万円が会員・連携会員の手当、交通費となり、秋口にはもうなくなってしまう。10 億円と言うとアベノマスクは 500 億円ですから、学術会議の 50 年分の予算です。辺野古埋め立ては 1 兆円を超えるだろうということですが、なんと 1000 年分の予算です。菅総理が官房長官時代に使っていた使途不明の官房機密費です

が、年間 11 億円ですね。学術会議より多く隠れたポケットマネーとして菅さんは使ってきたので、10 億円出しているのだから国の言うこと聞けということが、いかに理屈が通らないかお分かりいただけると思います。

このような理不尽な学術への介入を跳ね返していくためには専門家と市民との意思疎通の回路をつくっていくことが大事です。政府の審議会にしても市民が知らないうちに選ばれて任命されということはおかしいことです。専門家と市民がそれぞれの立場から理解し合える仕組みをつくらなければいけないと思います。

（４）この間の動向

最近の動向ですが、内閣官房と内閣府に対して法律家 1162 名が任命拒否の根拠資料の情報公開請求やり、公開が拒否されました。一部出てきたのは国会の予算委員会に出してきたのとほぼ同じ黒塗りの文書でした。任命拒否対象の 6 名は自己情報開示請求をしたわけですが、これに対して内閣府は「あるともないとも言えない」、杉田官房副長官のいる内閣官房は「不存在だ」というのです。でも「総理大臣に対して『外すべき者』という指示を出したのだから、105 人全部洗い出したのでしょ？そこから 6 人をつまみ出して見せしめとしてこれ外せと言ったのでしょ？だから確実にあなたの下に根拠資料はあったわけで、ないというのならいつなくなったのか説明しないと不存在だと言えないし、パソコンの中に残ってるのではないの？」と考えられます。内閣府の方は文書管理責任があるから不存在だとは言えないわけです。だから「あるともないとも言えない」と、人事にかかわることだからというのですが、「あなたが人事をやるわけではないので隠す理由はないでしょ」という反論が考えられます。

8 月 20 日に内閣総理大臣に対する審査請求を行いました。実質的な審査は、情報公開・個人情報保護審査会が行うわけですが、今言っ

たような主張をしていきます。

6 おわりに——今後の展望

(1) 日本固有の課題

日本国憲法で何が転換したかと言えば、自らの考え、自らの言葉で語るということでしょう。その中でさまざまな社会的つながりをつくるということが今大事になっているし、日本の学術の弱点を克服しなければいけないと思います。これは地方自治でも同じことで、その足場から取り組まなければならない課題であり、同調圧力をどう跳ね返すかが問われていると思います。

(2) 各国に共通する課題

資本蓄積の現局面が人の生活や自然そのものを収奪する新自由主義の局面にあります。これに対して人を再生産する人間関係、これを優先するような仕組みに変えなければいけません。先ほどの斎藤幸平さんの言葉でいうと「脱成長のコミュニズム」ですが、社会関係のあり方を考えていかなければいけません。

そこでは「公共」の回復が重要になります。新自由主義の下で自助・共助・公助ともっともらしい言葉が使われていますが、地方自治って共助なのか、いやいや基本は公助ですね。新自由主義の言うような「基本は自助でどうしようもなくなったら助けてやるから基本は勝手にやってね」という公共の在り方はおかしいのです。

それから将来世代の視点が民主制では欠けるうらみがあります。民主主義というと、いま投票権がある人が自分たちのためになるからこれで決定しますということをやれてしまうのです。だから将来世代のことも考えに入れた新しい民主制を構想しないといけません。ということは時間的にも空間的にも広い視野で考えていかなければいけません。時間的というのは将来世代のことも考えて社会をつくってかなければいけませんし、そういう意味で地方自治も世界に開かれたものとして進んでいく必要がある、ということで私の話を終わりたいと思います。

グローバル市民社会と地方自治

——辺野古・コロナ禍・学術会議問題から考える——

2021.09.19／静岡地方自治研究集会〈講演〉

講師：岡田正則（早稲田大学）

1 はじめに——辺野古・コロナ禍・学術会議会員任命拒否問題

- ・「新型コロナ対策のための私権制限」。
→経済活動の自由、移動の自由、集会の自由、……は「私権」なのか？
- ・「学術会議会員の任命を拒否されても、“学問の自由”は侵害されていない」。
→“学問の自由”は個人的な行動の自由なのか？
- ・「基地の設置は国の専権事項で、地方自治体は口出しできない」。
→“国家あつての地方”、“国家＝公共、地方＝私”なのか？
- ・「自治」の否定、政治への生活の従属（？）。
→グローバル化と分権化の中での国民国家の存在意義は何か？
- ・グローバル市民社会とは。その中での地方自治の役割とは。

2 グローバルな歴史の中の日本

（１）近代世界システムと地方自治

- ・近資本主義の形成と「市民」社会・地方自治。
→自然村から行政村へ。村に土地が付いている状態→土地に村が割り当てられる関係。
＝集団的な生産手段の管理から、商品交換秩序（市場的關係）の管理へ。
- ・イギリス：地方自治の母国？ 市民・貴族連合で社会の近代化。→実定憲法は不要。
→領主・地主層の資本主義への適合。地方ごとの分権的状况。団体自治。
- ・アメリカ：前近代の制約がない出発点。宗主国とは別個の統治権力の樹立。→実定憲法。
→「アメリカのデモクラシー」（トクヴィル）。市場的關係の参加型管理。住民自治。
- ・フランス：貴族層の脆弱な経営基盤→中央集権。社会改革の目標と正当化。→実定憲法。
→強力な中央政府と伝統的なコミュン（市町村）の二極化（？）。
- ・ドイツ：貴族層の強力な経営基盤→地方分権。憲法なし、または旧体制を維持する憲法。
→伝統的（特権的）な都市の自治。国家統一後の、国力増強のための地方自治（グナイスト）。

（２）日本の近代と地方自治

- ・強力な文化輸出国（中国）の周辺国としての日本。
→「輸入型」の政治文化の形成（政治権力に知識社会が従属する構造になる）。
- ・トップダウン型の近代化に適合した政治文化。中央集権的な政治文化。
→公共空間（漢字・カタカナ）と生活世界（ひらがな）の分離。建前と本音。
→自然村から行政村へ。国力増強のための地方自治（グナイスト→モッセ→内務省）。
- ・日本国憲法を基礎とする政治文化の変化。

→自分のことばで語る法と政治。地方団体から地方自治体へ（団体自治、住民自治）。

（３）国民国家の空洞化と“逆襲”

- ・グローバル化、分権化、民間化による国民国家の機能の空洞化。
- ・“アメリカ・ファースト” “都民ファースト”。領土・軍事的脅威を用いた扇動。
→自治ではなく、「例外状態」を理由とする政治権力への服従要求を通じた統治。

3 辺野古埋立て問題

（１）この間の経緯

＜2017年まで＞

- ・1996年4月 橋本・モンデール会談に基づく普天間飛行場全面返還の合意。
- ・2013年3月 沖縄防衛局が辺野古沖埋立て願出を提出。
- ・同年12月 仲井眞元知事が埋立て願出を承認。
- ・2015年10月 翁長前知事の埋立承認取消し。
- ・2016年3月 国交大臣が県知事に対して不作為違法確認訴訟（機関訴訟）を提起。
- ・同年9月 **福岡高那覇支判**（国交大臣の請求を認容＝知事の不作為は違法）。
- ・同年12月 **最高裁**が上告棄却の判決（→知事が承認取消処分を取り消す）。
- ・2017年7月 県が岩礁破碎工事差し止め訴訟を提起（→「法律上の訴訟」でない）。

＜2018年＞

- ・8月8日 翁長知事が死去（→9月末に玉城デニー氏が県知事に当選）。
- ・8月31日 県（副知事）が埋立承認を撤回。
- ・10月30日 **高裁**が国交大臣の執行停止申立てを認容（→工事再開）。
- ・12月14日 土砂投入開始。

＜2019年＞

- ・2月24日 沖縄県民投票（辺野古埋立て・新基地計画「反対」が72.15%）。
- ・4月5日 沖縄防衛局の審査請求を国土交通大臣が認容する裁決。
- ・4月22日 県が国交大臣の裁決を不服として**国地方係争処理委員会**に審査申出。
- ・6月17日 **国地方係争処理委員会決定**（「裁決は適法＝沖防は国民と同じ」）。
- ・7月17日 県が違法な国の関与（裁決）の取消訴訟（機関訴訟）を提起。
- ・8月7日 県が国交大臣裁決の取消訴訟（抗告訴訟）を提起。
- ・10月23日 裁決関与取消訴訟について**福岡高那覇支判**（県の請求を棄却）。

＜2020年＞

- ・3月26日 裁決関与取消訴訟について**最高裁判決**（上告棄却＝裁決は適法）。
- ・3月30日 県が農水大臣の是正指示について**国地方係争処理委員会**に審査申出。
- ・4月21日 沖縄防衛局が設計概要変更承認申請書を県に提出（→審査中）。
- ・6月19日 **国地方係争処理委員会**の決定（「沖防にサンゴ移植を許可せよ」を容認）。
- ・7月22日 沖縄県が農水大臣の是正指示の関与取消訴訟（機関訴訟）を提起。
- ・11月27日 抗告訴訟を**那覇地裁**が却下判決（「法律上の訴訟」でない）。

＜2021年＞

- ・2月3日 サンゴ関与取消訴訟について**福岡高那覇支判**（県の請求を棄却）。

- ・ 7 月 6 日 同上訴訟の**最高裁判決**（上告棄却、2 裁判官の反対意見）。
- ・ 7 月 28 日 サンゴ特別採捕許可。7/30 取消し。8/2 国側が審査請求申立て。
- ・ 8 月 5 日 農水大臣が特別採捕許可取消しの執行停止決定。国側、採捕実施。

（２）現在の状況

１）国の機関による多数の違法行為

- ・ 岩礁破砕、附款（留意事項）違反、調査拒否、設計概要違反、夏期サンゴ移植など。

２）紛争の審査機関が一方の当事者の立場に立って他方の当事者に指示

- ・ 審査請求制度の利用（防衛省の「私人なりすまし」と国交大臣等の「一人二役」）。
 - 行政機関（防衛省）が「一事業者」と称して行政機関に“権利”救済を求める。
 - 利害関係者（国交大臣等）が審判役を担い、かつ、沖縄県に対する是正指示や訴訟提起も行う。

３）裁判所の迫認（司法審査の放棄）と法解釈の蹂躪

- ・ 門前払い（関与訴訟もダメ、抗告訴訟もダメ）。
 - 誰も国の違法行為を是正できない。「自治体に裁判を受ける権利はない」。
- ・ 「申請者の専門的判断」で行政判断を排除、「真っ黒でなければ白」。
 - 国（沖防）の埋立事業における違法行為の点検を県にさせない。
 - 国の関与（国交大臣、農水大臣）の違法性は審査しない。

2016 年 9 月の高裁判決「北朝鮮が保有する弾道ミサイルのうちノドンの射程外となるのは我が国では沖縄などごく一部であること……。このような事実……に照らして、上記原告〔国土交通大臣〕の説明内容に前提事実の誤りや判断に不合理な点があるとは認められない」。①1990 年代のミサイルが届かないとの理由で辺野古での基地新設を正当化（テポドンや中国のミサイルは無視！）。②国土交通大臣が米軍基地の設置場所の適正さを主張している（権限外！）。

４）設計概要変更承認申請に対する県の対応と想定される今後の展開

- ・ 防衛省による審査請求と国土交通大臣による請求の認容（不承認処分の取消し）。
 - 沖縄県からの裁判所への出訴の否定（「県には裁判を受ける権利はない」）。
 - しかし、別理由での不承認は可能（承認処分を義務づけられるわけではない）。
- ・ 国土交通大臣による沖縄県に対する「是正の指示」、代執行訴訟。

（３）辺野古埋立て問題とグローバル市民社会

- ・ 米日の軍事戦略。米での環境運動・平和運動。台湾・韓国・中国・ASEAN 諸国の動向。
- ・ 全国の自治体の動き。全国知事会等による日米地位協定見直しの提案。
- ・ 国の行政組織における法遵守の崩壊（国の事業の法令違反、文書廃棄など）。
- ・ 司法の機能不全。軍事問題に関する思考停止。
- ・ 国の行政過程・司法過程を点検するしくみ、参加するしくみを再構築する必要性。

４ グローバル化の中でのコロナ禍

（１）コロナ禍であらわになったグローバル化の現局面

- ・ 長期的には：自然に対する人間の収奪的關係（循環、持続可能性の危機）。
- ・ 中期的には：資本主義と新自由主義（生活からの収奪）による人間破壊。
 - ウイルスに感染しないモノ・資本・情報（人以外）による資本蓄積の進行。

- ・他方で：エッセンシャルワーク（人への依存）の重要性。
→「社会」の存在（人の生存を支える基盤、科学者のネットワーク、生活圏のつながり）。

（２）課題

- ・地球と生活からの収奪による資本蓄積を抑制すること。→“惑星の物質代謝”の保全。
- ・「ヒトの再生産」の保障。→“脱成長のコミュニズム”（斎藤幸平）。

5 日本学術会議会員任命拒否問題

（１）この間の経緯

- ・1949年 日本学術会議の設置（選挙制）
- ・1950年 声明「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明」
- ・1967年 声明「軍事目的のための科学研究を行わない声明」
- ・1983年 学術会議法改正（選挙制から学協会推薦制へ）
- ・2004年 学術会議法改正（学協会推薦制から自己選考〔co-optation〕方式へ）
- 2015年 安保関連法（9月）、防衛装備庁（10月）→安全保障技術研究推進制度
- ・2017年 声明「軍事的安全保障に関する声明」（3月）
- ・2017年 学術会議会長が105人＋数人の名簿を示して説明
- ・2018年 内閣府内部文書作成・内閣法制局了解（9-11月）、補充人事拒否（10月）
- ・2020年 第25期会員任命に際し内閣総理大臣が6人を任命拒否（10月）

（２）首相による学術会議会員任命拒否の違憲性と違法性

- ・日本学術会議法の制定の意義。
→人類社会の福祉への貢献、世界の科学の進歩への寄与、国際平和主義。
- ・任命拒否の違憲性と違法性
 - ①学術会議の独立性の侵害（「学問の自由」の破壊）
→憲法23条の「学問の自由」＝専門知の自律の下で確保される「自由」。
 - ②学術会議の選考権の侵害（任命権を根拠とする首相の権限濫用）
→“選べない任命”＝内閣総理大臣・最高裁長官の任命、裁判官の任命などの例。
 - ③手続上の違法（任命手続の基本的な前提を欠いた任命拒否）
- ・首相による任命拒否理由の説明。
→「総合的・俯瞰的観点」「多様性の確保」「既得権益の排除」（？）。
- ・ねらいは何か。
→「脅し」による御用機関化、軍事研究への協力、諸団体への政治介入・取締り。

（３）日本における「学術と政治」

- ・日本における政治と学問の密接な関係。“学問の輸入”への依存。
→1886年の帝国大学令1条「国家ノ須要ニ応スル」教育・研究が大学の使命に。
- ・滝川事件、天皇機関説事件、津田左右吉事件などの戦前の弾圧事件。
→「個人の問題にすぎない」、「国体に反する学説に学問の自由はない」……。
- ・軍事研究の弊害。

- 排外主義と秘密主義（留学生や国際共同研究の排除、研究成果の軍事的管理、等）。
- ・日本の学術が低迷している原因とその克服の道筋（学術に対する政治の責任）。
 - 国策のための“選択と集中”ではなく、人類社会と将来世代のための貢献・寄与。
- ・「学術会議は、国から独立した組織となるべきではないか」という意見。
 - 事業活動から個々の学者を解放することによる学術の発展、人類社会への貢献。
- ・専門家と市民との意思疎通の回路。
 - 審議会の委員を含めて、透明な選任の手続が必要。

（４）この間の動向

- ・内閣官房と内閣府に対する法律家 1162 名による情報公開請求（4/26）。黒塗り文書。
- ・拒否対象者 6 名による自己情報開示請求（4/26）。「存否応答拒否」「不存在」。
- ・8/20 に内閣総理大臣に対する審査請求。
（実質的な審査は、情報公開・個人情報保護審査会が行う）。

6 おわりに——今後の展望

（１）日本固有の課題

- ・自らの考え、自らのことば。さまざまな社会的つながり。自治と連帯（脱・同調圧力）。

（２）各国に共通する課題

- ・「モノの再生産」よりも「ヒトの再生産」を優先する社会へ。
- ・社会における「公共」の回復。将来世代の視点を組み込んだ民主制論。
- ・歴史と知性を顧みる社会、世界に開かれた社会へ¹。

《資料 1》日本国憲法

第 6 条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 65 条 行政権は、内閣に属する。

第 72 条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第 80 条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

《資料 2》日本学術会議法

¹ 本講演に関わる最近の文献として、岡田正則「近代国民国家の形成過程と「市民社会」の「成熟」」法学セミナー785号（2020年）12頁、同「日本学術会議会員任命拒否の違憲・違法性」法と民主主義554号（2020年）13頁、これを補充した同「日本学術会議会員任命拒否の違憲・違法性」上脇博之ほか『ストップ!! 国政の私物化——森友・加計、桜、学術会議の疑惑を究明する』（あけび書房、2021年）179頁、同「法を踏みにじる政府の学術会議会員任命拒否——憲法23条「学問の自由」の意味を考える」JCLU（自由人権協会）416号（2021年）8頁、同「日本学術会議会員任命拒否問題の本質と問題解決の方途」法学館憲法研究所報23号（2021年）104頁、など。

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第1条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。

3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

第2条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第3条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

〔中略〕

第7条 日本学術会議は、210人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。

2 会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

3 会員の任期は、6年とし、3年ごとに、その半数を任命する。

〔中略〕

第17条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

〔中略〕

第25条 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。

第26条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

〔後略〕

第25回静岡地方自治研究 集会基調報告

はじめに

昨年9月に発足し、当初は70%の内閣支持率を誇った菅政権は、直接的には総裁選の持ち方で批判を受けたと報道され、総裁選に出馬しないと表明、「コロナ対策に専念する」として首相を退く意向を表明しました。

今、自民党総裁選に対して次々とポスト安倍・菅に名乗りを上げていますが、安倍・菅政権の政策が継続されるのかどうかに関わって、その結果がどうなるかは流動的な状況で、これまでの路線を一新することは遠く及ばない状況です。

一方立憲野党においては、2015年以来培ってきた野党共闘が、様々な困難を乗り越えて立憲民主党、共産党、社会民主党、れいわ新選組が、市民連合の仲介で4党共通政策を調印し衆院選初、本格的な野党共闘が実現しました。野党共闘が国民の信をえるのか、この総選挙で問われています。

安倍政権末期の新型コロナによって、それまでのアベノミクスの影響のもとにあった地方自治体と地域社会は、その直撃を受けて疲弊しています。そこでこの基調報告では、政府と自治体の施策による静岡県への影響や現状と課題について考えてみたいと思います。また菅政権が打ち出した2050年カーボンニュートラルやデジタル改革などが、静岡県でどう現れてどこへ行こうとしているのかを考えなければなりません。そしてそれに対しての対抗軸はどこにあるのかをみなさんと考えたいと思います。

I 情勢と課題

1 全国の情勢の特徴

(1) 国民に評価されないコロナ対策

新型コロナ感染も2年目に入り、コロナ感染者は156万人を超え(9月4日現在)、感染者のピークは打ったものの重傷者は増え続け、死亡者も容易には止まりません。現在、政府は東京や大阪、静岡など19都道府県に出されている緊急事態宣言9月30日まで延長され、まん延防止等重点措置についても福島、石川など8県延長されています。

もともと菅首相は、オリンピックを是が非

全国世論調査 質問と回答

数字は%、小数点以下を四捨五入。0は0.5%未満。―は回答なし。無回答は省略。前回調査は7月17日

菅内閣を支持しますか	全体	前回	男性	女性	携帯	固定
支持する	26	30	31	20	27	25
支持しない	66	62	64	70	66	65
答えない	8	9	5	11	7	10

菅政権の新型コロナウイルス対策を評価しますか

評価する	14	19	18	10	15	12
評価しない	70	63	68	73	69	70
どちらとも言えない	16	18	14	17	15	17

日本の医療が崩壊する不安を感じますか

不安だ	70	—	67	75	74	61
不安はない	15	—	18	11	14	19
どちらとも言えない	14	—	14	14	12	20

ワクチンの接種を受けましたか

すでに2回受けた	59	—	58	60	54	69
1回受けた	13	—	15	12	16	8
予約は取れたがまだ受けていない	11	—	11	12	12	9
予約が取れない	7	—	8	6	9	5
受けるかどうか迷っている	5	—	4	6	5	4
受けるつもりはない	4	—	4	4	4	4

政府の緊急事態宣言に 感染拡大を抑える効果があると思いますか

効果があると思う	16	—	18	12	16	14
効果があるとは思わない	64	—	65	64	67	57
どちらとも言えない	20	—	17	23	17	28

でも開催して、9月の総裁選に勝利し総選挙に臨む戦略を立てていたと言われています。

菅首相が感染防止の具体的な対策としたいちばん大きなものにワクチン接種の拡大があります。しかしながら世界ではワクチン接種が進んでいるにもかかわらず、日本は世界に出遅れ、医療従事者すらオリンピックを前にした6月の段階で接種が遅れていました。

その中でオリンピックに突入することについて、6月2日の国会厚生委員会の中の答弁で、尾身分科会会長は「今の状況で(オリンピックをやるというのは)普通ではない」と警鐘を鳴らしていました。これに対して菅首相はその夜。異例の記者会見を開いて「まず感染対策をしっかりと講じて安全安心の大会にしたい」と述べました。「まさに平和の祭典で、一流のアスリートが東京に集まって、スポーツの力で世界に発信していく」とその意義を強調しましたが、これまでの「復興五輪」「コロナに打ち勝った証」という理念は影を潜めました。国民の間には何のためにやるのかという疑問が生まれ、開催直前の世論調査でオリンピックを「さらに延期」「中止」は7割(NHK)に及びました。

菅首相は開幕前、マスコミのインタビューで、「競技が始まれば開催に懐疑的だった国内の風向きも変わる」と述べました。しかしオリンピック終了時点で、国民はオリンピックの中身に関しては評価しながらもそれが内閣支持率に結びつかず、これまでで最低の26%(8月28日毎日)となりました。その理由として、菅政権の新型コロナウイルス対策を「評価する」と答えた人は14%、「評価しない」の70%を大幅に下回りました。五輪の開催が新型コロナウイルスの感染拡大に影響したと思うかは74%に上り、菅首相がオリンピックを強行したことに対しては否定的な評価を下しました。

これらの評価が菅退陣の要因になったことは想像に難くありません。

(2) 温室効果ガスの実質ゼロに向けて

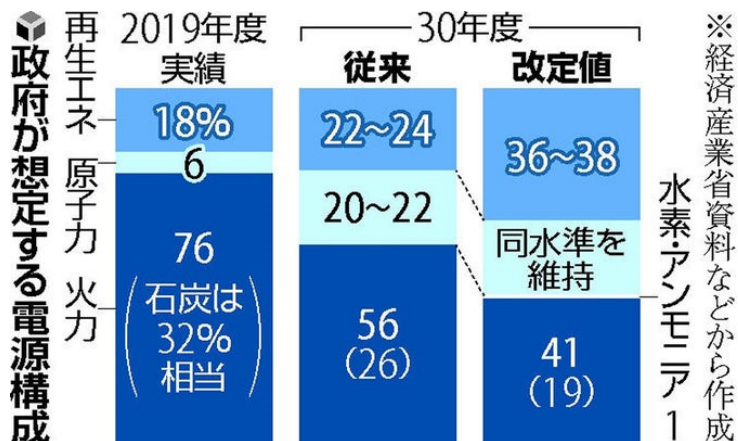
菅首相は、就任後の昨年10月一早く2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。これは国際的な目標となっている温室効果ガスを2050年までに実質ゼロにすることをめざすもので、その具体策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。この戦略は、「2050年カーボンニュートラル」を、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策です。

気候危機とよぶべき非常事態が世界各地でおきており、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題になっています。国連IPCCは2030年までに45%(2010年比)の温室効果ガスを削減しなければ平均気温1.5度上昇まで押さえ込むことができないとしました。1.5度に抑えても、洪水のリスクにさらされる人口は今の2倍となり、食料生産も減少するなど人類と地球環境は打撃を受けます。

6月の先進国首脳会議G7において、菅首相は「2030年温室効果ガス削減目標を46%(2013年比)とし、50%の高みへのチャレンジを追求する」と表明しましたが、国際的な目標の半減には届かず、IPCCが求めた2010年比では42%にしかありませんでした。

その表明にそって電源構成を具体化するためのエネルギー基本計画の改定の作業が行われ、7月素案を経済産業省がまとめました。

脱炭素に向けて再生可能エネルギーの割合



を「36%から 38%」として、今の計画から 10 ポイント以上、引き上げることにしています。3 年前に策定された今の計画の「22%から 24%」より 10 ポイント以上引き上げる高い目標で、主力電源化を徹底することを目指します。

また世界から批判されている石炭火力については、2030 年度の発電量に占める石炭火力の割合を 26%から 19%にするとしたのみで、欧米のように石炭火力からの撤退を表明しません。それどころか国内で 9 件の大規模な石炭火力の建設をすすめ、インドネシア、バングラデシュ、ベトナムへの石炭火力輸出も推進をやめていません。

一方、原子力については「必要な規模を持続的に活用していく」として今の計画の「20%から 22%」と同じ水準を維持しました。ただ、原発の新設や増設、建て替え、原発の寿命を 40 年から 60 年に延ばすことなどについては、今の計画と同じように盛り込んでおらず、選挙後に提案されるのではないかと見られています。

原発新增設こそ明記されず、現在原則 40 年の原発の寿命を見直すことの明記もなかったが、法律で許される年限をすべて 60 年とした場合、2050 年で稼働できる原発は 23 基、発電量の 1~2 割しかまかなえない。目標達成させるためには新增設が必要となります。この明記をめぐって自民党では原発新增設議連が生まれ、稲田会長、安倍顧問が役職に就きました。

一方、再エネ・省エネを経済成長に結びつけようとする世界の動きは急ですが、脱炭素のために欧州が強力に進める「グリーン投資」の中に原発を入れ込むことは見送られており、世界的に原発が高コストで環境を汚染するということが定着してきています。今後、原発をどう位置づけるか、再エネ・省エネをどう進めるかは、総選挙を挟みエネルギー基本計画の閣議決定に向けた国内で大きな争点となりま

す。

(3) 国家戦略としてのデジタル改革

9 月 1 日、デジタル庁が設置され、事務方のトップ、デジタル監に一橋大名誉教授の石倉洋子氏が起用されました。行政にとどまず、社会のデジタル・トランスフォーメーション(DX)をめざしていくこととなります。菅首相は 12 月までに「新重点計画」を作製し、新型コロナに対するワクチンパスポートの電子化、マイナンバーを健康保険証としての利用促進、運転免許証としての一体化を盛り込みます。

デジタル庁の行政組織としての特徴は、異例の首相直属組織ということです。省庁に対する勧告権を含む強い権限を持ち、各省庁がばらばらに担ってきた情報システム業務の予算計上も同庁に集約することになります。デジタル情報を国家が一元的に管理し、行き過ぎた政治主導が懸念されます。

また地方自治体とのかかわりで言えば、2000 年の地方分権一括法の施行によって、国と地方は対等協力関係にあるという原則が打ち立てられ、それ以降も例えば自治体のデータは地方議会の議論のもとで様々なプライバシーの規制などがされてきました。そうしたものが一元化されてしまうことが懸念されます。

デジタル庁設置法案

- ✓ **強力な総合調整機能(勧告権等)**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
 - ✓ **国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進**
 - ✓ **内閣直属の組織(長は内閣総理大臣)**。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く
- ⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

内閣府資料より

(4) 継続される社会保障費削減・抑制政策

菅首相は「自助、共助、公助」をスローガンに、憲法改正やアベノミクスの推進を公言しています。収束の見通しが全くたたない新

型コロナの感染拡大の中で、国民に「自助」や「自己責任」を迫ることは、政治の役割放棄でしかありません。従来からの歴代政権による医療・社会保障削減策を継承し、さらに強行しようというものです。コロナ対策でおよそ60兆円の税金が使われ、そのほとんどは国債で調達されています。今後も「社会保障費の見直しなしに、財政健全化なし」というスタンスが継承され、社会保障費の削減・見直しが一段と強化されていくことは必至です。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、病床が逼迫する医療機関や重症化リスクの高い介護事業所などの福祉施設でギリギリの状態が続いてきました。長引く医療・介護経営の悪化は、働く医療・介護労働者への影響も深刻さを増し、年間一時金では45.6%の医療機関や介護施設で昨年よりも一時金が引き下げられました。医療・介護事業所の職員に対する国からの慰労金は、1人5万円（陽性者・濃厚接触者が出た事業所には20万円）が1回支給されたのみです。保育園や学童保育などは「子どもは重症化リスクが低い」などを理由に支給の対象から外され、野党がこれらの再支給や対象拡大を求めましたが、政府・与党は応じていません。また、保育士不足が深刻化するなか、賃金水準や職員配置基準を引き上げる政策が打ち出されていない状況です。

2 県内の状況とその課題

(1) 静岡県知事選と川勝県政の継続

6月20日に実施された静岡県知事選挙は、現職の川勝平太知事が元参議院議員で国交副大臣の岩井茂樹氏を破って四選を果たしました。

今回の選挙は、川勝知事のリニア問題に対するこれまでの取り組みを評価するものとマスコミが位置づけ報道されました。そのため現職が優勢と言われるなかで、北海道副知事や浜松市長などの名前が上がりましたが、最

終的に対抗馬として岩井氏が4月末記者会見をして立候補を表明しました。

もともとリニア推進のかかわりで国交副大臣である岩井氏を担いだとされていましたが、立候補表明の後、「地元住民の理解をしっかりといただく。地元の協力が無い限り、工事はできないと思っている」と述べ、リニアが争点化するのを避ける姿勢を示しました。

川勝知事が「リニアのルート変更」をにおわすと、岩井氏は公開討論会において「ルート変更や工事中止も選択肢」とJR東海に対し厳しい姿勢を見せました。

リニア新幹線を考える県民ネットは、川勝、岩井双方にアンケートを取り静岡県におけるリニア問題を質問したところ、川勝氏の回答は国の有識者会議や県の専門部会の議論に即した県民が納得できると評価する一方、岩井氏はなぜ「ルート変更、一時中止」なのか理解できないとしました。

岩井氏は「静岡県のワクチン接種は遅れている」「コロナの経済対策を」を訴えました。一方、川勝氏は最終盤、リニア水問題だけでなく、富士川汚染とさくらえび問題、伊東や函南のメガソーラー問題など、環境を前面に出して訴えました。

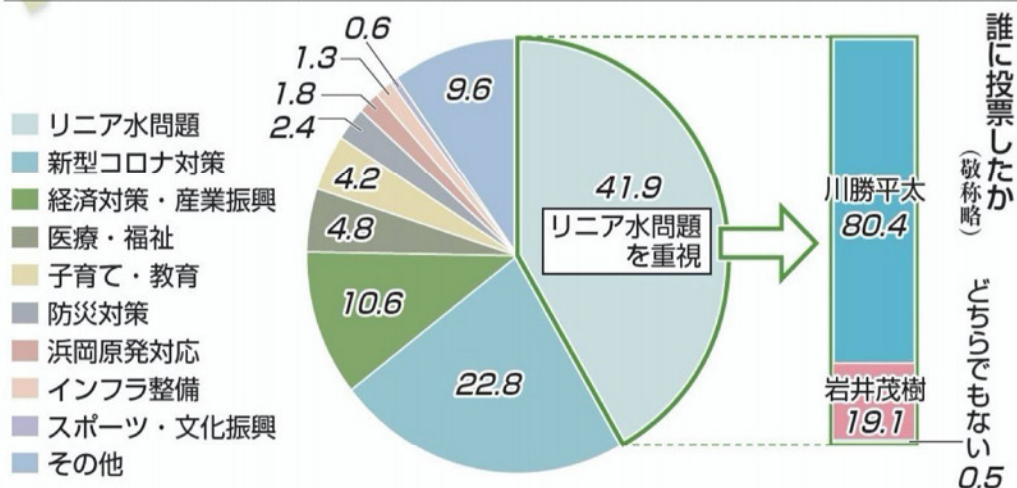
結果は川勝氏96万対岩井氏62万という大差、投票率が6.5%押し上がりました。出口調査によると選挙にあたり重視した政策はリニア水問題で42%と断トツ、全県的に関心がもたれたと指摘されています。

また政党の支持を受けなかった川勝氏は、連合の推薦と県議会ふじのくに議員団の選対によって具体的に選挙を行いました。立憲民主、国民民主、共産は自主支援を行い、政党支持別の候補者支持でも、共産90.3%、立憲89.1%、国民83.5%が川勝氏を支持しました。国政レベルの市民と野党の共闘の表れと言えるものです。

静岡県知事選はリニアや野党共闘の点で、一地方戦にとどまらず全国に大影響を与えるものとなりました。

どんな政策を重視して投票したか

(数字は%)



水問題 4 割 全県的に関心

静岡新聞より

(2) 新型コロナの県内状況

新型コロナ感染について、静岡県は4月の時点まで全国でも下位の状況でしたが、首都圏など大都市圏の感染の拡大にともなって県内も拡大し、東部地域から始まり全県の医療が困難な状況となりました。医療体制の脆弱性が示されました。

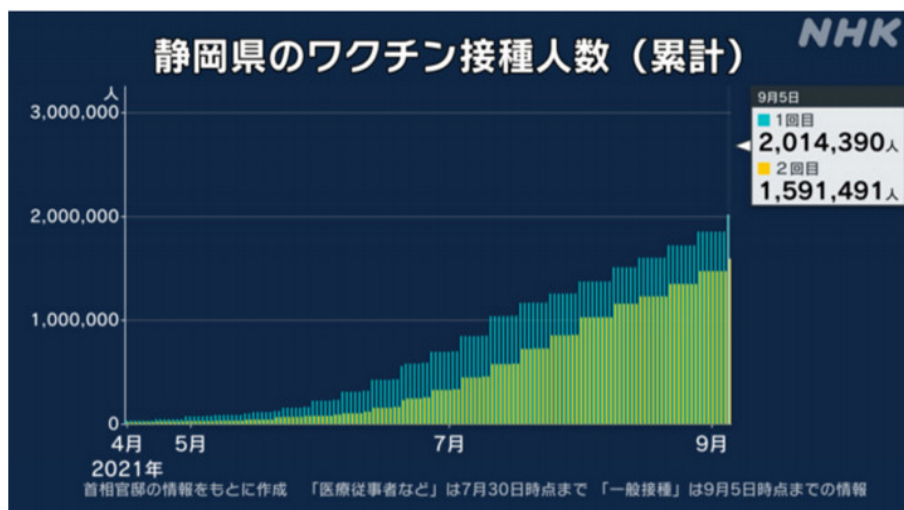
オリンピックを経てデルタ型の感染が蔓延する中、感染は全県に広がり、8月8日まんえん防止等重点措置、21日から緊急事態宣言が発出されました。

ワクチン接種でも全国下位、県都静岡市では接種方法の不備により窓口がかなり長く停止するなど混乱が続き、大規模接種も始まりましたがワクチン接種率は42.91%（9月5日）まで到達しましたが、31.8%の静岡市はじめ、20%台、30%台前半がならんでいます。

また積極的疫学調査を行い、PCR検査の窓口になった

保健所も、この間の行革による統廃合で十分な機能が果たせず、PCR検査が受けたくても受けられないという住民の中の批判も含め、保健所の充実が課題となっています

ワクチン接種の一定の前進により、65歳以上の重症化・死亡は減少しましたが、デルタ株の浸透により中等症においてもこれまでより重い症状が出たり、自宅待機者が増えたりするなど深刻な状況となっています。また県内の県全体で病床使用率は64.3%とたいへん高い値を示しており、いっそうの感染予防が重要です。



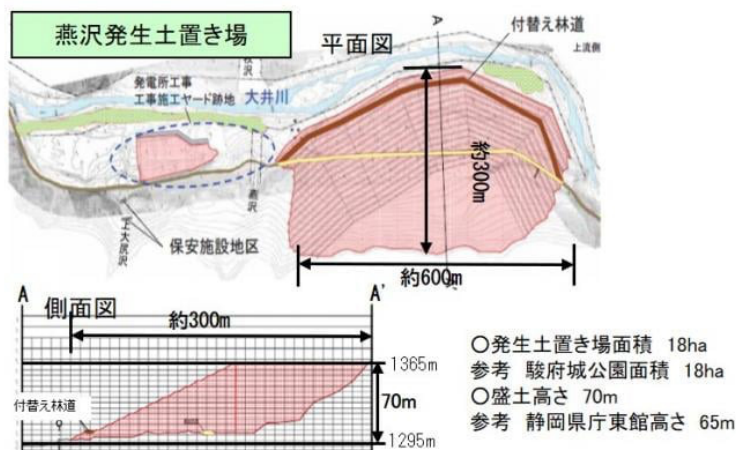
(3) 静岡県におけるリニア問題

一昨年、静岡県との約束事項であるリニア工事の湧水の全量戻しについて、JR 東海ができない旨を表明して膠着状態になりましたが、国交省が「行司役」を名乗って有識者会議が発足しました。しかし会議は非公開、議論が反映されない座長コメントが発出されるなど、不公正な運営が続き、静岡県民の不信を買っています。

昨年10月30日、県内の利害者を含む107名の人たちが静岡県内のリニア工事差止裁判に立ち上がりました。

有識者会議の中で、JR 東海は工事10ヶ月間、水が山梨県側に流出させる案を提案したのに対して、静岡県は工事湧水が流出されれば中下流の水量への影響は避けられないと主張しています。南アルプスは水を大量に含んだ断層・破碎帯が多くみられるところ、しかも成り立ちから土被りが厚く地下水位が高い山岳トンネルにより超高压水が噴出し、本来大井川の水源になるべき水が山梨側に流出するというものです。

またトンネル工事による地下水位の低下(JR 東海は350メートル程度と試算)によって山体が乾いたり河川流量が減少したりするなど、ユネスコエコパークや南アルプス国立公園の生物多様性や景観に大きな影響が出ます。またトンネル残土を積み上げるため、熱海で起こった盛り土による土石流の心配があります。



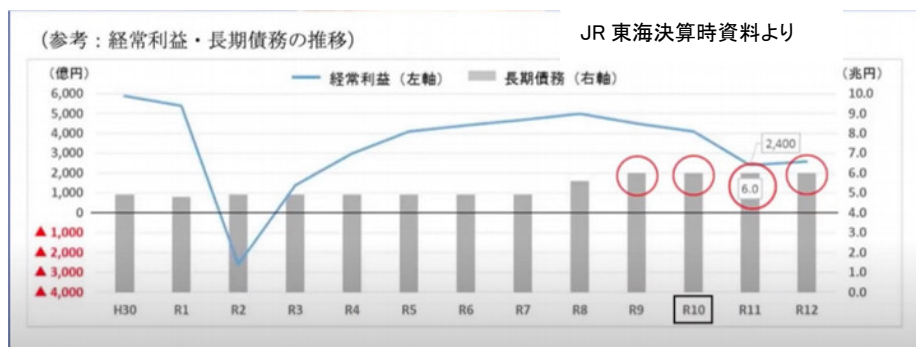
県知事選挙において川勝氏が勝利し、今後、知事は自民党とも協力して「ルート変更・工事中止」を JR 東海に訴えていくとしています。このいちばんの成果は国の有識者会議の山梨県側への湧水の流出を前提とした中間報告案を否定し、その足を止めたことです。あれほど頻繁に開かれていた会議は知事選以降一度も開かれていません。

また国の有識者会議で一定の結論が出ても、県が納得できなければ専門部会で議論し利害者に諮ったうえで JR 東海に「ルート変更・中止」を訴えるという、全体の工程を明らかにしました。

JR 東海は4月の決算で2016億円の最終赤字、これまで東海道新幹線の収益でリニア中央新幹線建設を進めるとしてきましたが、コロナによるリモートワークの浸透で、東海道新幹線の7割を占めるビジネス需要の回復は難しい

とする見方が支配的です。また長期債務残高について、JR 東海はこれまでの常識をくつがえした6兆円に達するとの試算も出しており、新幹線は車両費、人件費など固定費の割合が大きく、収入が大きく落ち込めば赤字に落ち込むという「収益構造上の弱点」をコロナがあぶり出しました。

決算時発表されたリニア工事費(品川・名古屋間)の20%以上の増額も深刻であり、工事認可時のリニア事業に対する費用対効果、事業者の適格性についての国交省の判断は、大きく揺らぐことになります。



すい逢初川の谷に造成され、下流の集落に流れ下って災害を大きくしたと推定しています。また行政の指導をたびたび無視してきたと指摘されています。

(4) 熱海の土石流と盛り土問題

7月3日、熱海市伊豆山地区を流れる逢初川の上流部に造成された「盛り土」が大きく崩れ落ち、甚大な被害をもたらしました。

崩れ落ちた土砂は川沿いに流れ下り、傾斜地に立ち並ぶ住宅地に襲い、濁流は沿岸部まで到達して伊豆山港に大量の土砂が流れ込みました。土砂が流れ下った全長はおよそ2キロに及びました。8月31日時点で26人の死亡が確認され、依然として1人が行方不明となっています。被害を受けた住宅は128棟にのぼり、およそ190人が避難を余儀なくされています。

土石流は逢初川源流付近に施された盛り土が、雨の影響で土石流となって流出したことによります。7から8万立方メートルの盛り土に対して5.5万立方メートルが流れ出したとされています。崩落地点の盛り土は2007年4月に当時の土地所有者である民間企業が「残土処理」の目的で熱海市に届け出を出しています。11年頃に現在の所有者に土地が転売されました。

しかし静岡県は、土石流の起点付近にあった違法で不適切な工法の盛り土(排水の不備、大量の土砂など)が、周囲から水の集まりや

一方静岡県の条例においても、単なる届け出制にとどまり、しかも緩い基準であるため、他県からの残土が運び込まれる素地がありました。県は、条例の規制や罰則が隣の神奈川県などに比べて緩いことがあった可能性があるとして、条例の改正を検討しています。

条例による規制だけでは限界もあるとして、日本のいたるところにこうした盛り土があり、国としての法整備を求める声が全国知事会など地方自治体から上がっています。

(5) 地域医療構想と静岡県

コロナ禍の中「地域医療構想」によって、一時は勢いを減じた動きでしたが、さらにベッド数を削減しようという動きは止まりません。政府は「基本的には、方針は見直さない」とし、「地域医療構想に関するワーキンググループ」に、新興感染症などの拡大時でも、地域医療構想については基本的な枠組み(病床必要量の推計・考え方など)を維持し、着実に取り組みをすすめていくとの考えを示しました。

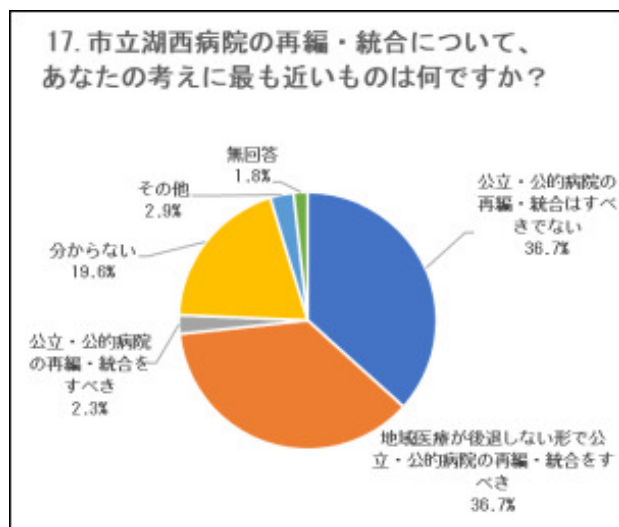


ベッドを削減すると、コロナの中で示された医療従

事者の脆弱な大勢の削減がさらに進んでしまします。また地域が平等に医療を受ける権利を脅かします。

静岡県では1ベッドあたり114万円から228万円まで6段階でベッドを減らしたら、ご褒美をあげるという国の政策に従い、昨年12月に補正予算4,600万円をつけました。その結果、静岡県は感染症のこれだけ逼迫したもとで、ベッドは確保しなければならないと言いながら、(2月現在で)109ベッドが削減という方向をつくってしまい、それを受けて新年度も同じように4,600万円の本予算をつけています。

一方で「地域医療構想」の中止、公立・公的病院をはじめ病院統廃合、病床削減見直しを求める取組では、県自治労連が「こんな地域と職場をつくりたい運動」の一環として、共立蒲原総合病院の地域でのアンケートポスティング調査行動(昨年6/27)に続き、昨年11月3日、湖西病院の地域でも自治労連を中心に行いました。1000通のアンケート配布に対して341通が送られてきて、湖西病院との懇談会に続き「住民アンケート結果の報告集会(5/8)」も行い地域に病院統廃合、病床削減見直しを発信しました。



(6) デジタル化とデジタル・スマートシティ構想

デジタル推進法が国会を通り、デジタル庁が設置されと自治体のデジタル化が進められ

ることとなります。

それを先取りするかのように浜松市は、「デジタルファースト宣言」を行い、持続可能な都市づくりの推進を掲げて「デジタル・スマートシティ構想」を打ち上げ、分野間連携の促進、データ利活用の推進などをうたっています。内閣府が進める「スーパーシティ構想」の特区にも応募しています。

構想は、「官民連携プラットフォーム」を掲げ、各分野の推進組織と連携し、分野間連携とデータ利活用の推進を謳っています。様々な分野の自治体業務に民間企業を参加させ業務を担うことになり、自治体のデータがどう活用されるのか、市民のプライバシーは守られるのかの問題点が指摘されています。

一方、裾野市においてトヨタが進めるウーブンシティがデジタル化の具体例としてあげられます。ウーブンとは「網の目」を指し、ネットワークを意味しています。裾野市は「ウーブンシティ」の実現に向けた支援体制が求められていること、スソノ・デジタル・クリエイティブ・シティ構想(SDCC 構想)を具現化するための新たな推進体制を構築するとしています。また、「スーパーシティ構想」への特区指定の応募を見送る方針を表明しました。

(7) 富士川の汚染と桜海老

2018年からサクラエビの不漁が問題になっており、漁協は規制を繰り返してきました。当初この原因について、日本軽金属が山梨県に所有する雨畑ダムの総貯水量の9割以上が土砂で埋まっており、ダムからの水の濁りによってサクラエビの産卵に影響が出ると指摘がありました。

山梨、静岡両県は合同で水質を調査し、山梨県側は「濁りは降雨によるもの」との見解を示す一方、静岡県側は「そうとは断言できない」と見解が分かれていました。

雨畑ダムの問題は土砂の流入に除去が追い付いておらず、上流の川底も上がり、台風の際に民家や道で浸水が発生することから、国

土交通省や県は抜本的対策を講じるよう指導していました。

また雨畑ダムをめぐっては、日軽金の事実上の関係会社である「ニッケイ工業」が下流の河川敷に汚泥を不法投棄し、増水で一部が流れ出たほか、同社が管理する河川敷にコンクリート廃棄物が不法投棄されていたことも判明しました。

静岡新聞と東京海洋大の共同調査によれば、日軽金の子会社である採石業者「ニッケイ工業」（山梨県早川町）など2社が、長年にわたって石油由来の高分子凝集剤「アクリルアミドポリマー」などが混ざった産業廃棄物の汚泥を雨畑川に不法投棄していたことが判明しました。その分解したアクリルアミドモノマー（AAM）は劇物指定されています。

これら石油由来の高分子凝集剤と言われる化学物質は土木工事の土壌流出防止などに使われ、それは漁毒性が高くサクラエビ産卵海域の駿河湾奥に近く、調査が求められるとともに、富士川で河川に流出した粘着性の汚泥が河床を覆い、アユの餌になるコケや川虫が生息できない状況で「死の川」と指摘する声があります。

山梨県は野積みされた凝集剤入り汚泥を撤去させましたが、局所的対応で幕引きしたという批判もあります。

現在、静岡県、山梨県の共同調査が始まっていますが、徹底した調査が求められています。



Wiki より

日本の固定価格買取制度がスタートするとき、環境保全や地域経済に資するような規定が盛り込まれず、環境破壊を未然に防ぐような国による法規制も行われませんでした。規制は地方自治体に任せられましたが、欧州などと違い条例整備は後追いになりました。

伊東市では、伊豆高原にメガソーラー発電が計画され、12万枚のパネル、40MWの発電規模となるものでした。しかし環境が重視される観光地、また安全の面からも反対運動が起きました。

住民の運動を背景に市は、河川管理者とし

私たちは伊豆メガソーラーパーク建設に反対します

伊豆高原地域創生協議会・対馬ふるさと協議会・大室高原自治会・伊豆高原すいらん郷在地管理会・伊豆高原親和会



住民団体 HP より

(8) 伊東、函南のメガソーラー問題

て河川の占有を不許可処分にしたことに対して、事業者が訴訟を起こしました。

今年4月の東京高裁において、河川占用不許可処分取り消しを命じた市側の控訴は手続き上の不備により棄却されましたが、事業を「条例の対象」として、不許可の判断自体について不備はなく実質的な勝訴となりました。そして伊東市は再び不許可の判断行いました。これを受けて住民側の訴訟についても、実質的に建設工事ができないとして訴訟を取り下げました。

裁判を通じて、適切な条例整備をすれば環境保全に対する行政の裁量が大きいことが確認されました。

一方、函南町軽井沢地区において事業区域面積65ヘクタールに太陽光パネル約10万枚を設置するメガソーラーの計画に対して、昨年函南の住民団体が約1万3千人分の反対署名を県に提出しました。しかし町長が具体的な反対意見を述べず、県は一昨年に林地開発の許可を出しましたが、この6月、知事は。生活、自然環境への影響を懸念し、地域特性を踏まえた調査、予測、評価を「必ず実施すること」と明記する意見書を公表しました。仁科町長は、自治体の裁量を大きく認めた伊東の判決を追い風に、3カ所に設置する調整池の水を町管理の河川に放流する場合は占用許可の申請が必要になるとされ、「不同意」を表明する町は公共性や公益性などを勘案した上で河川占用を不許可とする判断も可能になります。県、町、住民一体の解決が求められています。

(9) 浜岡原発再稼働と避難計画

浜岡原発が全国で唯一、政府の要請で全炉停止してから今年の5月14日で10年が経過しました。この10年間で得られた教訓をもとに、改めて浜岡原発の再稼働に反対する運動を進める必要があります。

昨年7月3日、原子力規制委員会

の審査において、浜岡原発敷地内に存在するH断層系が、活断層である可能性が示唆され、いまだ中部電力はこれを覆すことができていません。

また今年3月には、東海第二原発差し止め訴訟において、水戸地裁が避難計画に不備があることを根拠に、東海第二原発の再稼働を認めない判決を下しました。UPZ圏内で東海第二原発に次ぐ人口を抱える浜岡原発でも、この判決の影響が予想されます。これは住民の避難が、国際基準の原則である「5層の深層防護」に位置付けられているにもかかわらず、原子力規制委員会がこれを無視していることについて、その批判の端緒となるものです。

浜岡原発廃炉・日本から原発をなくす静岡県連絡会は、昨年11月15日に「浜岡原発の再稼働を許さない!11.15 ひまわり集会 in 静岡」を、実行委員会を結成して開催し、浜岡原発停止10周年となる5月14日には、中部電力と静岡県に対して、浜岡原発を再稼働しないよう要請すると共に、浜岡原発に対して万全のコロナ対策を求め「浜岡原発停止10周年行動～浜岡原発よ永久に眠れ～」を開催するなど運動を進めています。

(10) 静岡県で公契約条例成立

静岡県評の交渉で公契約条例の検討チームを立ち上げると県当局が答弁し、2015年4月から県内部で、アンケートや視察など行い検討を進めてきました。それとは別に政党が議



員提案というかたちで議案化し、2021 年 2 月議会で成立しました。

条例の特徴として、①世界標準である労働者保護が明確ではない、②全国な標準である指定管理者制度を含めていない、③賃金下限額の設定がない、があげられます。

9 月に入り、県は取り組み方針をまとめました。取り組みの柱となるのが、事業者の選定方法。これまで建設業などを対象に実施してきた総合評価落札方式やプロポーザル方式に「社会的取り組み」を加え、積極的に評価するとしました。具体的には、男女共同参画や障害者雇用、子育て支援、働き方改革などの分野で国や県の認証制度の取得を評価基準に加えることを検討しています。

また労働環境の整備のため、入札参加資格登録や契約時に、労働関係法令を順守する誓約書の提出を事業者を求める。労働局と連携して法令順守を指導するほか、労働関係法令違反の処分を受けた場合は入札参加停止等を検討するとしています。

これでは公契約条例の世界的な標準である「生活賃金 living wage」を達成することはできません。取り組み方針は 12 月議会で決定するとしていますが、取り組みの強化が求められています。

(1) 県内の社会保障の状況

1) 医療・介護・保育・福祉等エッセンシャルワーカーの実態

新型コロナウイルスの感染拡大によって、病床が逼迫する医療機関や重症化リスクの高い介護事業所などの福祉施設でギリギリの状態が続いてきました。クラスターが頻発するなかでも、医療や福祉現場を支える労働者は社会生活の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、感染しない・させない緊張感と負担感を抱えながら業務にあたってきました。長引く医療・介護経営の悪化は、働く医療・介護労働者への影響も深刻さを増し、年間一時金では 45.6%の医療機関や介護

施設で昨年よりも一時金が引き下げられました。医療・介護事業所の職員に対する国からの慰労金は、1 人 5 万円（陽性者・濃厚接触者が出た事業所には 20 万円）が 1 回支給されたのみです。保育園や学童保育などは「子どもは重症化リスクが低い」などを理由に支給の対象から外され、野党がこれらの再支給や対象拡大を求めましたが、政府・与党は応じていません。また、保育士不足が深刻化するなか、賃金水準や職員配置基準を引き上げる政策が打ち出されていない状況です。厚生労働省は、2020 年 12 月に「新子育て安心プラン」を策定し、保育園の各クラスに 1 名以上の常勤保育士を配置する規制を撤廃、短時間勤務保育士だけでつなぐことを認める方針を出しました。保育士不足の解消策として逆行する動きに反対や懸念の声が広がるなか、一定の条件のもとでの規制緩和が強行されました。コロナ禍の中、医療・介護・保育・福祉労働者等、エッセンシャルワーカーは疲弊しきっており、賃金引上げ、処遇改善、増員等の要求実現が緊急に求められています。

とりわけ静岡県では 2 月補正予算について昨年コロナの下で医療従事者、介護施設の職員に向けた慰労金の支給ができました。また保育園、幼稚園、学童クラブの職員についても慰労金が必要だと運動をしてきた結果、ようやく静岡県も慰労金が決定しました。これは全国で 6 県しかなく、4 月から 15 億 5 千万円が個人に慰労金が届けられることになりました。

2) 年金、生活保護の裁判

既裁定の年金減額の強行に対する「年金引き下げ違憲訴訟」は、全国 44 県 39 地裁 5279 の原告、弁護士 300 人で運動が広がっています。静岡県でも「静岡年金裁判を勝利する会」として各団体の支援の下、21 回の口頭弁論を行ってたたかってきました。しかし「年金引き下げ違憲訴訟」に対して、7 月 2 日、静岡地裁は「国は自由に年金支給額を引き下げる「裁量権」を有しており、原

告の請求を棄却する」という不当判決を言い渡しましたが、即上告し引き続き東京高裁でたたかっていきます。

「いのちのとりで裁判」は、全国29ヵ所（地裁）で、原告1021人（世帯）が提訴している生活保護基準引下げに反対する訴訟です。静岡県でも第2次訴訟（2018年引き下げ）も含め「生存権に係る裁判を支援する静岡の会」としてたたかっていますが、引き続き、裁判勝利ならびに生活保護基準引き上げへの実現に向けて運動の輪を広げていきます。

3) 県内の障がい者をめぐる状況

コロナ禍でマスク、消毒薬不足、仕事の受注不足で就労継続支援事業など工賃が保障できないなどの悲鳴にも近い声があり、昨年3月13日県へ緊急要望書を提出しました（障害者（児）の生活と権利を守る静岡県連絡会）。結果、マスク消毒薬の配布、就労継続支援B型への工賃補助が4月～6月の3か月ですが、6400万円の予算が付き、県内380事業所のうち72事業所が利用しました。県の独自の補助金は、わずか3か月とはいえ、画期的なことです。国は障害者の事業所1か所に50万円の補助金をつけました。また、自粛の利用者でも連絡がとれていれば、報酬が出るなどの対策をとりました。

3 静岡県の地方自治、地域社会を変えていく主体

グローバル経済の中に置かれた日本は、強い国家、規制緩和など「小さな政府」で「大企業がいちばん働きやすい国」をめざす選択をしています。その中で「決められる政治」が重視され、それによって地方自治と地域社会は大きな試練に直面しています。2000年の「分権改革」の部分的成果でさえ、国の施策が優先するという沖縄の問題を見ても影を潜め、自治体の自律性より国が重視されています。国は、自治体を選別して支援したり、自治体間を競わせるやり方で地方をコントロールし、一方公務員については内閣人事

局設置や成果主義により上意下達で統治しようとしています。

かつて直接的には公害問題に端を発し、60年代から70年代にかけての全国で活発だった社共共闘型革新自治体は、労働組合、特に自治体労働組合と住民運動の連携により生まれたものでした。当時、日本の40%以上の住民がこの自治体もとで暮らすまで発展し、地方から中央へ大きく影響力を伸ばして老人医療費の無料化など福祉の分野で成果を上げました。

今、強い国家と新自由主義路線の行き着く先は2015年の安保法制の強行に象徴される憲法や法による統治を空洞化する動きとなり、それは国民的な大きな抵抗を受け、その中で「野党は共闘」をめざす市民連合が立ち上がりました。9月8日合意した野党共闘めざす共通政策の筆頭は、「憲法に基づく政治の回復」というのが象徴的です。変革の波はまず国政から来ていて、それが地方にどう作用するかはまだこれからの状況です。

しかし静岡県においては2017年の県レベルの「市民連合しずおか」の誕生に続いて、「し

「みんなの東部」、市民連合ふじのみや、市民の風あおい駿河、市民連合しだ・はいばら、市民連合しずおか中東遠、市民連合はままつ」と県下に7つの市民連合が結成されました。ここに集まる人たちは、県下各地、自治体・地域の、伊豆メガソーラー、沼津高架事業、市庁舎病院移転問題、リニア問題、水道民営化問題、原発問題などの住民運動を取りくんでいる人たちとかなり重なるところがあります。

一昨年の静岡市長選挙においてはまだ地方選挙の協力は萌芽の段階だったものが、6月の静岡県知事選挙では市民連合によって「リニアより水・環境」のポスターがつくられ県下各地で貼られました。選挙においては、政党間の野党共闘的な協力が成立する下で、各地の市民連合が一定の役割を担いました。

「憲法にもとづく政治の回復」を掲げる以上、新たな流れは地方の問題にも目を向けざるをえず、今後の行方に注目すべきと考えます。

分科会

1. 質の高い公共サービスめざす公契約条例

助言者：中澤秀一 静岡県立短大准教授

質の高い公共サービスをめざし、最低賃金から公共事業で働く労働者の賃金を考え、公契約条例を皆で学ぼう！

2. コロナ禍における医療危機を考える

昨年の集会から1年、終わりの見えないコロナ病棟の働き方や、生き甲斐、働く環境などを交流し明日からの元気を貰える分科会です。

3. 浜岡原発が再稼働できない理由

～浜岡原発永久停止訴訟より～

助言者：阿部 浩基 弁護士

浜岡原発再稼働の是非をめぐり、再稼働審査で今最も注目されている「H断層」を中心に学習・交流する分科会です。

4. リニア新幹線トンネル工事問題・現状と課題を考える

静岡県民にとって残土置き場問題と大井川の減水問題が解決されない中、熱海土砂災害で盛り土問題がクローズアップされました。また、大深度トンネル工事問題でも新たな問題が発生しています。2つの報告をもとに問題点と課題を考えます。

ロッキーセンター大会議室で開催・対面、zoom 併用

5. 自治体アウトソーシングは何が問題？

島田市包括委託、守口市学童保育「雇い止め」、浜松市水道民営化。それぞれの運動報告から自治体民営化について深掘りしていきます。

ロッキーセンター小会議室で開催 zoom 併用

【第1分科会】

2021年9月19日 第25回 静岡地方自治研究集会

分科会 質の高い公共サービスをめざす公契約条例

—最賃からみた公契約条例—

中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

公契約条例とは

「公契約に関する条例」。広義は「入札基準や契約業者の選定基準」などさまざまな内容が含まれる

一般的には、「公契約に関する労働者の賃金条件」を規定する条例のことを指しており、公契約の相手方となる民間企業に対して「一定基準以上の賃金を労働者に支払う」ことが義務付けられている

- ・基本条例型（理念型）：広い意味の公契約条例
- ・賃金条項型：労働者の賃金条件を明記した公契約条例

「最少の経費で最大の効果」なのか？

新自由主義的改革・構造改革を背景に、

- ① 公務労働の担い手の労働条件を下げた（非正規化）
- ② 公共民間の領域では、入札制度で最安価を提示した事業者に仕事を発注
 - 短期的・一面的には、コストが削減されてプラス
 - 地域の経済（産業）は疲弊し、住民に提供されるサービスは安かろう悪かろうになってしまった
 - 人口流出や税収の減少を招いた

公契約条例の目的

- ・公共サービスの円滑な提供や質の向上
- ・公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保し、誰もが働きやすくなる
- ・地域の産業・経済を支える人材の確保

*広い意味では、自治体による反貧困（SDGs）宣言

2021年3月制定「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」

第1条「この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにすることにより、契約制度の適正な運用を図り、県民に提供されるサービスの質を向上させ、従事者の労働環境を整備し、社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援し、もって活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図ることを目的とする」

県の契約制度の適正な運用(＝労働者に一定基準以上の賃金を支払う)を通じて、良質な市場を形成させ、ブラックな職場(働き方)をなくす

①県民に提供されるサービスの質を向上させる(＝公共サービスの質を良くする)

②従事者の労働環境を整備し、社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援する(＝労働者の保護に加えて、公契約に関わる民間事業者の健全な成長を促す)

③活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図る(＝地域の活性化)

公契約条例の目的を達成するために必要なこと

◎生計費原則に則った賃金を設定する

○公契約条例で定められる最低賃金(下限報酬額、下限賃金額)

公契約条例は、政策的に賃金の支払いを強制する最低賃金制度とは異なり、あくまでも、自治体と事業者との間の契約で賃金を「規整」していく

賃金条項型条例の制定におけるポイント

(a) 条例を適用する事業・労働者の範囲の設定

(b) 下限報酬額の算出根拠と具体的な金額及びその決め方

(c) 政策効果・実効性を高めるための仕組みづくり

条例賃金が地域を元気づける

*条例賃金はどの自治体でも最低賃金を上回っており、最賃の底上げは条例賃金の引き上げにつながる
また、自治体職員の賃金が条例賃金に使われている

最賃と条例賃金、公務員賃金と民間賃金は、それぞれリンクしている

いかなる根拠でいくら賃金の支払いが予定されているのか、またそれは妥当であるのかの検証が必要
→最低生計費試算調査結果の活用

公契約条例を通じたまちづくり・自治体機構づくり

「公契約運動とは、政府による新自由主義改革を自治体レベルで食い止め、住民福祉の体現者としての自治体・議会機構づくり、暮らし働き続けられる地域づくりの契機となるもの」川村(2018)

・地方から変えるという視点

憲法第94条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」

「労働・福祉や経済・産業に関する施策を国レベルだけで考えがちで、かつ、地方自治という身近な政治参加ルートを忘れがち」

・公契約条例の制定を選挙の争点にする

・林克氏が、静岡市長選挙時に掲げた公約

「市が発注する仕事を、良質な仕事に変えます。市は、市が発注する公共工事、施設やサービスを委託業者・指定管理者事業者に委託しています。そこでは民間企業や第三センターにおいて多くの労働者が働いていますが、賃金や労働条件の最低基準を設けることで、良質な雇用を確保し、公共サービスの質を確保します。」

(資料)

表 2015 年静岡県最低生計費試算調査結果

生計費結果	静岡市				
	25 歳男性	25 歳女性	30 代夫婦 と子ども 2 人 (幼児・ 小学生)	40 代夫婦と 子ども 2 人 (中学生・ 小学生)	50 代夫婦と 子ども 2 人 (大学生・高 校生)
居住面積 (賃貸)	25 m ²		42.5 m ²	47.5 m ²	50 m ²
A 消費支出 (1～11)	181,897	180,960	365,108	402,750	518,641
1 食費	40,253	34,240	100,787	113,089	87,597
2 住居費	38,000	38,000	51,000	53,000	55,000
3 光熱・水道	7,559	6,594	17,742	18,474	19,319
4 家具・家事用品	3,883	4,124	13,142	13,947	16,603
5 被服・履物	7,521	4,296	11,317	16,736	23,754
6 保健医療	3,255	4,516	7,396	9,544	11,370
7 交通・通信	43,356	43,167	60,503	62,995	58,100
8 教育	0	0	26,986	37,486	73,458
9 教養娯楽	18,408	22,034	27,610	26,408	25,994
10 その他	19,662	23,989	48,625	51,071	51,263
11 仕送り	0	0	0	0	96,183
B 非消費支出	46,662	46,662	68,480	81,408	94,845
C 予備費	18,100	18,000	36,500	40,200	51,800
最低生計費 (税抜き) A + C	199,997	198,960	401,608	442,950	570,441
D 同上 (税込み) A + B + C	246,659	245,622	470,088	524,358	665,286
同上 (税込み) D×12	2,959,908	2,947,464	5,641,056	6,292,296	7,983,432

コロナ病棟スタッフが今伝えたい事

2021年9月5日

中東連総合医療センター 看護師 波多野恵

8月20日～9月12日静岡県緊急事態宣言適用された医療現場の現状



- ・この格好をして、多い時は医師3名でドライブスルー外来にて1日60人の患者を診察し、自宅か入院かホテル療養かを振り分けている。
- ・現在、30歳以下の患者は受診せずに自宅療養としたため、病院への問い合わせが多くなっている。
- ・保健所が緊迫しているため、自宅療養している患者に病院スタッフが状態確認を行っている。
- ・外までこの格好のまま何度も入院患者を迎えに行き、病棟まで戻って入院生活の説明・採血・点滴を行うため汗だくになって書類が濡れてしまう。

- ・8/28(土) 救急病棟：軽症者1名・中等症5名・重症者2名の計8名

中等症病棟：中等症9名・軽症者1名・カクテル治療目的での入院3名・

状態悪化による入院1名・救急病棟からの転棟3名・退院7名

- ・迎えに行く時は、荷物運ぶ人と車椅子を押す人の2名行く。患者のプライバシー保護と一般患者・スタッフへの感染予防のため、すれ違うことがないように1階にスタッフ4名・病棟エレベーター前にスタッフ2名を配置し、人払いをする。計8名が1名の患者を病室に入れる為に15分前後時間を割く。
- ・外国人が多く、パソコンで翻訳しながら説明するので長いときは1人に対して迎えから点滴の副作用チェックするまでに1時間30分以上かかる。
- ・二重手袋のため、テープを剥がす、血管の弾力を確認する、シーツ交換をする等の細かい動作一つ一つに時間がかかる。
- ・水分が欲しいと思っても、防護服を脱ぎ、手洗い・うがいしてから休憩室に行き水分をとり、また防護服を着用するため15分以上の動作が必要となる。
- ・脱水症状で、夕方になると頭痛がし鎮痛剤を内服しながら働く。夜、足がつる。
- ・今までは勧告解除後に退院していたが、今は酸素の必要がなくなれば陽性のままホテル療養に切り替えるため、紹介状や看護情報提供書の準備、人払いで、人員が必要になる。
- ・防護服着用の仕方を勉強してはいるが、すぐに着脱出来るスタッフが居ないため説明に時間を要す。



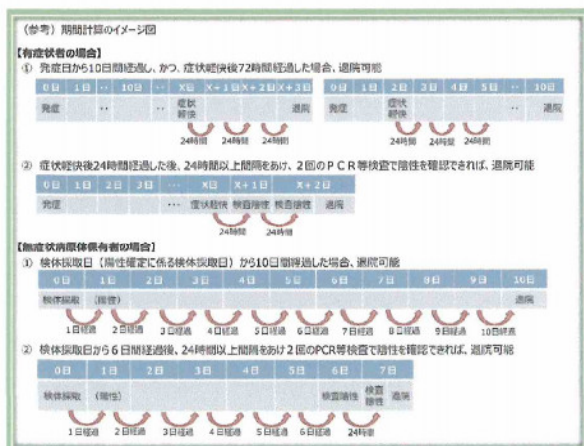
4ヶ月働き、患者や家族の記憶に残っている言葉

- ・ コロナ感染後、色々な合併症を患った高齢者に
亡くなる前日電話してきた孫「じーちゃん、移してごめんな」
看護師：「あーやって十字架を背負って生きていくんだね」
- ・ 娘がコンサートに行った時、自宅に帰宅させずにホテル待機をさせる位厳しく、
医療スタッフが見ても手指消毒は完璧の父「現場仕事で暑くてマスク外して少し話をしたんだよね」
- ・ 他県に出張に行った患者「やっぱり他県に出張控えた方が良いね」
- ・ ホテル療養で毎日お弁当「食欲ないのに揚げ物ばかりじゃ食べれないよ。温かい味噌汁飲みたいね」
- ・ 退院でようやくレッドゾーンを出た瞬間「自由だ」と喜ぶ

後悔 先に立たず

感染した後どうなるのか

症状の経過と退院基準



- ・ 中等症になったら、5日間の抗ウイルス薬の点滴、10日間ステロイド内服をする
- ・ 10日間の内服後、熱・呼吸器症状が軽快後72時間経過した場合に退院可能となる
- ・ 発症してから7日前後で中等症に移行するので、20日以上隔離生活を行う

濃厚接触者の定義

※国立感染症研究所による定義（4月20日時点）「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者。

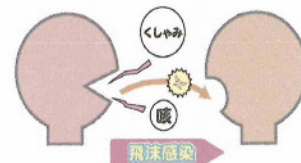
濃厚接触者と判断された場合

- ・ 保健所の指示に従う。
- ・ 感染している可能性があることから、検査結果が陰性となった場合でも、感染者と接触した後14日間は、健康観察と、不要不急の外出は控える。

もしかしたら... 自分が感染しているかもしれない。
相手は感染しているかもしれない。
といった**危機意識をもたない**と
相手にも迷惑になるし、食べたい物がすぐに食べれない等、
自由が奪われる可能性がある。

新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか

一般的には**飛沫・接触**感染します



閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。（WHOは、一般に、5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ（約3,000個）が飛ぶと報告しています。）

「飛沫感染」とは：
感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言います。

「接触感染」とは： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言います。

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として、飛沫感染のほか「**接触感染**」にも注意が必要です。
接触感染は、ウイルスのついた手で、顔の粘膜を触ることで起こります。

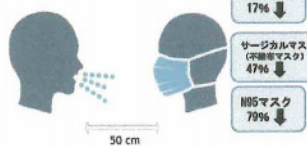
人は、無意識に「顔」を触っています！
1時間に顔を触る回数



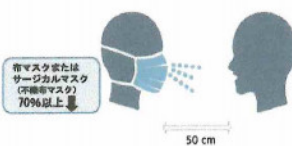
○マスクの効果

東京大学医科学研究所のデータを基に内閣府作成

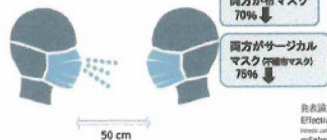
① 聞き手だけがマスク着用



② 話し手だけがマスク着用



③ 両方がマスクを着用



みんながマスクを
することが大切

発表論文
Effectiveness of Face Masks in Preventing Airborne Transmission of SARS-CoV-2
Wong, J., et al. 2020. *Emerging Infectious Diseases*. doi:10.1128/emSphere.00637-20



マスクには
7日間ウイルス生存
1日1回交換

マスクやフェイスシールドの効果

【スーパーコンピュータを用いたシミュレーション結果】

	なし	マスク	フェイスシールド
対策方法	なし	布マスク ウレタン N95マスク	フェイスシールド フェイスシールド
対人感染リスク	100%	80% 66~78% 50% カット	20% 10% カット
対物感染リスク	100%	70% 35~45% 30~40% カット	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)

感染力があるのは発症の2日前から
発症後 7~10日間程度
・症状がない人との食事や会話だから安心ではない！
・常に予防

・不織布推奨！

共有の物を触った時、食事前、入店時退店時、セルフガソリン使用前、手指消毒していますか

菌を持ち込まない！持ち帰らない！



ウイルスの付いた手で誰かが触っているかも。今まではアルコール消毒しているつもりだった？
適正使用量で正しく行おう

新型コロナウイルスの生存期間	
SARS-CoV-2 (新型コロナウイルスの正式名称) の感染中の生存期間を調べた	
空気中*	3時間
銅の表面	4時間
ボール紙の表面	24時間
プラスチックの表面	2~3日間
ステンレスの表面	2~3日間

※表面汚染センター (CDC) とカリフォルニア大学ロサンゼルス校、ブリティッシュコロンビア大学の研究者チームが、米医学誌「ニューイングランド医学ジャーナル」に発表

*新型コロナウイルスを食んだ後、唾液を拭き、エアロゾルと呼ばれる状態では、

WHOガイドライン手指衛生の全工程時間：20~30秒
手の大きさに応じて使用量は変わるので、足りなければ追加



ジェルタイプのアルコール消毒
一回使用量 2プッシュ約2m l

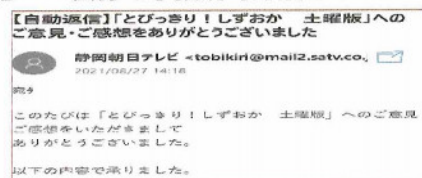


水タイプのアルコール消毒
一回使用量 1プッシュ
(下まで押し切り) 約3m l

異動してきたスタッフだからこそ 見える事、伝える事ができるのではないかな

- ・入院してきた時には酸素をしないからこのまま退院できるねと安心できる病気ではない。
20%もの人が悪くなる。スタッフは気を緩められない。知ってもらいたい
- ・感染対策を理解していなかった。できている・しているつもりだった。
患者には指先や手の間に汚れがたまりやすいよと指導しながら・・自分の手指消毒方法は？
市民の手指消毒が気になり始める
- ・どこで感染したかわからない人がいる
- ・入院患者と同じように感染した事の後悔をして欲しくない
- ・一般病棟で面会を我慢して泣いている患者・洗濯物を月～土15：30～17：00の間にしか
持って来れずに苦労している家族がいる状態が続かないで欲しい

⇒マスコミ・市役所・市議会議員にメールをした



緊急情報

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生（538～549例目）（8月30日更新）

感染症を防ぐためのポイント、感染対策を紹介します。▶

新型コロナウイルスワクチンの接種について▶

新型コロナウイルスに関する情報について▶

主な支援事業について▶

ルス感染症（COVID-19）に関連する女性支援生用品無償配布について▶

救急医療▶

防災メール配信履歴▶

避難所・炊き出し▶

（登録）▶

市役所の意見箱にメールするだけでなく、市議会議員に直接「感染者数や病床使用率を伝えるだけでなく、市民が今できる事を市のLINEに送って欲しい」と意見し、すぐに動いてくれました

もしかしたら自宅療養になるかもしれない
濃厚接触で自宅待機になるかもしれない
準備しておきましょう

★買い物行けないからストックしておく物

- ☐ティッシュ
- ☐トイレットペーパー
- ☐食器用・洗濯用洗剤
- ☐ゴミ袋
- ☐生理用品

★食べ物を仕入れる

・倦怠感があっても自分で作れない時でも温かい物が食べたい

- ☐冷凍うどん・レトルト粥
- ☐緑茶
- ☐粉末スープ、レトルト味噌汁
- ・食欲なくても食べられるもの
- ☐ゼリー・アイス
- ・血栓予防のために水分をしっかりとる
- ☐ペットボトル（水・スポーツ飲料）
- ☐リラックスできる大好きなお菓子
- ☐野菜ジュース・シリアル

★同居家族への感染予防と体調管理

- ☐食器使い捨てできるように紙コップと紙皿
- ☐ゴミ袋を2重にして破棄するようにポリ袋、ビニール袋
- ☐触った所を拭くようにアルコール消毒
- ☐粘膜を触った手であちこち触ると移すから手指消毒・手袋
- ☐体温計・SPO2センサー
- ☐不織布マスク

ZOOM開催でなく、
皆の前で話ができる日を
楽しみに頑張ります

【第3分科会】

浜岡原発永久停止訴訟

～最近の活断層についての規制委員会の審査状況

2021年9月19日

弁護士 阿部浩基

1 浜岡原発永久停止訴訟

現在の進行状況

2 争点

(1) 地震

南海トラフ巨大地震の地震動に原発施設が耐えられるか。

(2) 津波

南海トラフ巨大地震に伴う20mを越える津波に原発の施設が耐えられるか。防波壁は機能するか。

(3) 活断層問題

(4) 避難計画

事故発生の際にUPZ内90万人を越える住民を速やかに圏外に避難させ被曝を最小限にとどめられるか。

(5) その他

マークI型格納容器の欠陥

使用済核燃料プールの危険性

原子炉の老朽化

テロ対策の不備

3 活断層

原発の裁判では2つの点から問題となる。

ア 基準地震動の策定にあたって考慮しなければならない活断層

原発の付近に大きな(長い)活断層があると活断層が動いたときに強い大きな揺れが来る。

イ 活断層の上には原発の重要施設を建ててはいけない。・・・本日のテーマ
大きな地割れ、段差に対しては工学的に対処できない。

(地震動の場合はどんなに強い地震動に対しても工学的には対処できる
が、耐震設計、耐震工事に莫大な費用がかかるので、電力会社は基準地震
動をできるだけ低く策定しようとする、その点が裁判での争点となる。)

4 新規性基準と活断層の定義

「耐震重要施設は、変位が生じるおそれがない地盤に設けなければならない」
「変位」とは、将来活動する可能性のある活断層等が活動することにより地
盤に与えるずれのことを言う。

「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世（12～13万年）
以降の活動が否定できないもの。

5 浜岡原発の敷地に東西に走る断層（H断層）

・・・Hは「h m a o k a」の頭文字H

(1) H断層

資料1 参照

(2) 活断層が動いた年代をどうやって判断するのか。

資料3 参照 上載地層法

(3) 中電力の主張

相良層が未固結ないし半固結の段階で同時に形成された・300万年前
どうやって証明するか。

実は、原発敷地の中のH断層は、相良層の上の地層が剥がれていて上載地
層法が適用できない。

そこで、敷地外のH断層でその上に地層の載っているものを見つけてきた。

H9断層のBF4地点と上に載っている泥層（資料2）。この泥層が12
～13万年前に堆積した古谷泥層に相当する。H断層はこの泥層を切ってい

ないので12～13万年前以降は活動していない。

(4) 中部電力の主張が成り立つには次の条件を満たす必要がある。

ア 敷地内の断層の活動性をH系断層の活動性評価で代表させ得ること。

南北系の断層は考慮しなくてよい。

イ H断層系の活動性をH-9断層の活動性で代表させ得ること。

H断層はすべて同一時期に形成されたと言えるのかどうか。

ウ H-9断層が上部更新統に変位、変形を与えていないことからH断層系は将来活動する可能性のある断層等に該当しないこと。

H9断層のBF4の上に載っている泥層が古谷泥層に相当する泥層なのかどうか。

(5) 2020年7月3日・第871回の審査会合での議論の要点

ア H断層系が一番新しい活動 規制委員会も了承

南北方向のNS系正断層、NS系逆断層、東西方向のEW系正断層、EW系逆断層の切り、切られる関係を調査した結果、EW系正断層の中に他の断層に切られたり併合されたりすることなく東西に数百mにわたって連続する断層が存在するからである。そのEW系断層をH断層系と定義している。

イ 審査会合で中心的に議論された

H断層の中のH-6では固まっていない細粒物質があり、堅さを図る針貫入試験では柔らかいという結果が出ている。柔らかいということは最近動いたことを示す。だとすると、H断層が形成されたのは300万年前だったとしても、その後、動いた断層があるのではないかとすると、H断層系の活動時期が同時期だという証明はなされていないのではないか、という指摘が規制委員会からなされた。

(6) 2021年4月2日・第962回審査会合

イについて

地表水の影響ではないけれど、母岩と細粒物質の脱水・固化の進行の度

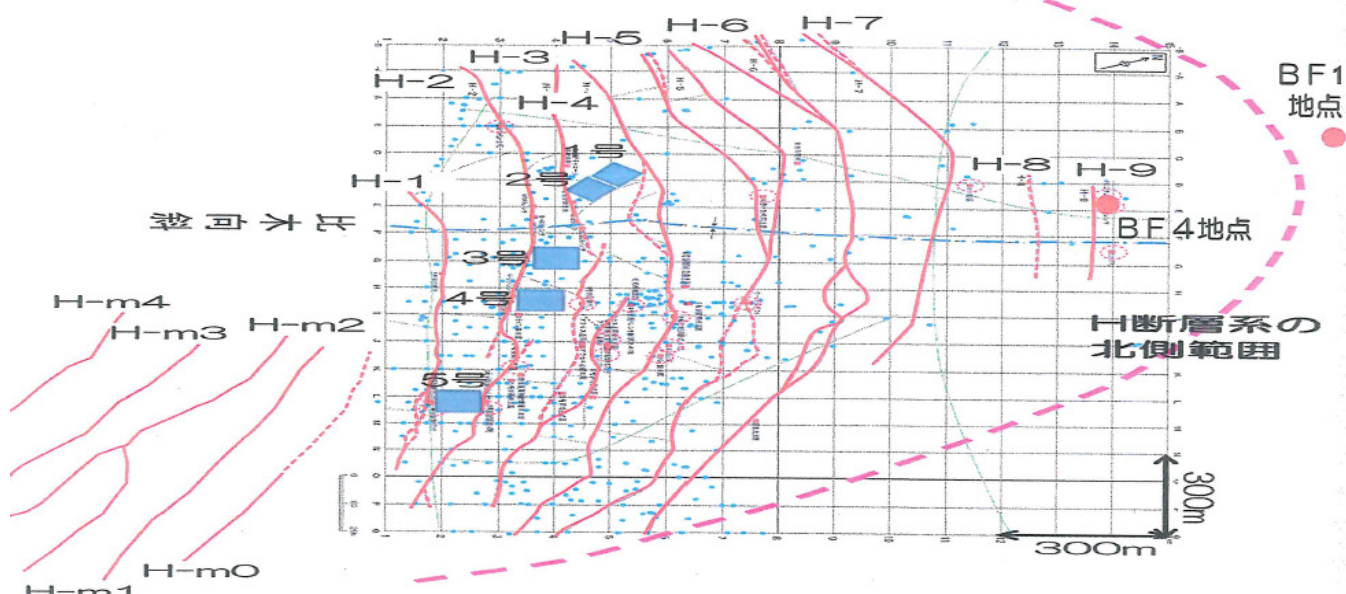
合いの違いという、中部電力の説明を追認したような状況。

ウについて

BF 4 地点のH断層上の泥層が古谷泥層（12～13万年前に形成）に相当するものかどうかについては、規制委員会は、了承していない。

1キロ位離れた場所にBF 1 地点があり、ここには古谷泥層がある（資料4参照、争いの無い事実）。しかし、BF 1 地点とBF 4 地点とはつながってるわけではなく、現在「示されているデータだけでは、このBF 4 の地層の年代を、BF 1 と似ているからというところで、評価するというのは、ちょっとその代替するというのは、なかなか難しいのではないかなと今考えているところです。」「何とか、このBF 4 地点において年代を示す指標を出して、示していただきたい」、「例えば花粉」（海田審査官）

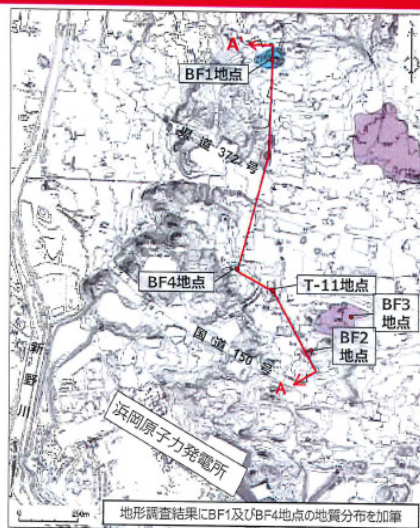
H断層系について（現時点）



BF4地点周辺の地形調査結果

第81/図資料Z-1
p.281再掲

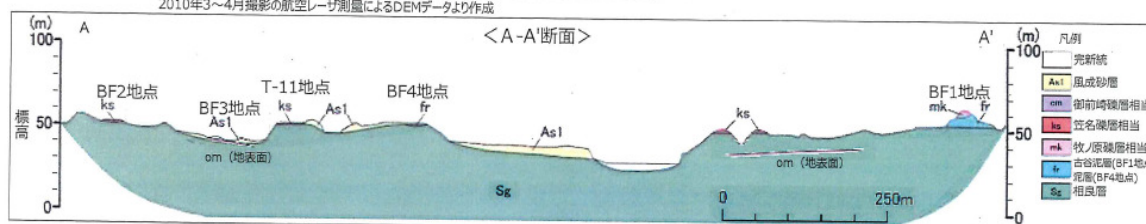
中部電力



2010年3～4月撮影の航空レーザ測量によるDEMデータより作成

- ・ 浜岡原子力発電所北側のDEMによる地形調査結果によると、BF1地点の古谷泥層より低位に2段の地形面が判読され、地質調査結果によると段丘堆積物が認められる。これらの地形面は、本地域における高位から牧ノ原～笠名～御前崎の3つの段丘構成を踏まえると、高位から笠名面（MIS5c）、御前崎面（MIS5a）に対比される。
- ・ BF1地点は、標高60m程度であり、頂部に牧ノ原礫層に対比される堆積物が確認され、その下部には古谷泥層が、標高50m程度まで分布している。
- ・ BF4地点の泥層は標高50m程度で確認されており、これはBF1地点の古谷泥層の基底とほぼ同標高である。

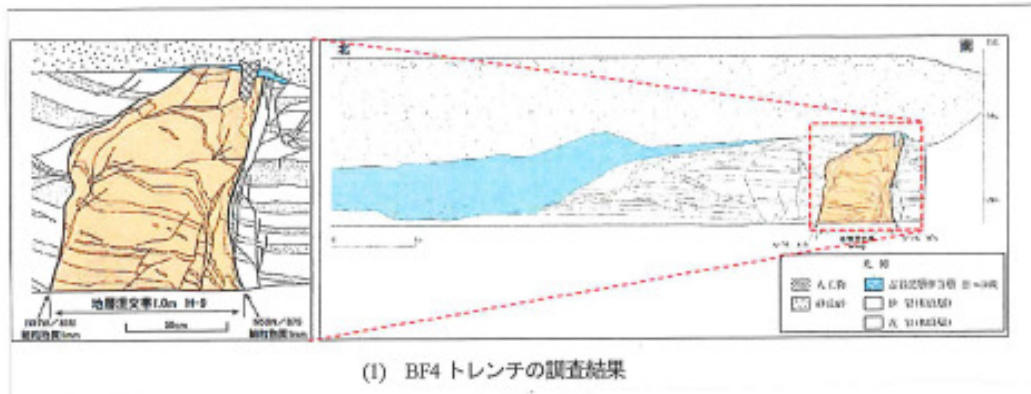
(図資料4)



Copyright © Chubu Electric Power Co., Inc. All rights reserved.

367

(資料2)



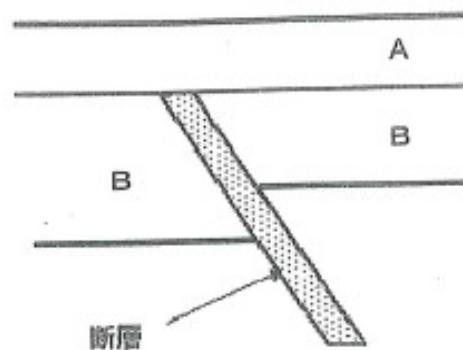
【上載地層法による調査結果まとめ】

- BF4トレンチ調査の結果、H-9断層を覆う泥層は、地形面の対比、地質調査、文献調査、各種試料分析および模式地との対比等からも、古谷泥層相当と考えられ、H-9断層は、古谷泥層相当(MIS5e, 約12~13万年前)の地層に変位・変形を与えていない。

(資料3)

上載地層法

上載地層法とは、断層とその上位に分布する地層との切断関係から、断層の活動時期を評価する手法をいう。下図のような地層の場合、断層の最新活動時期は、B層堆積以後、A層堆積以前となる。両層の年代を求めることにより、断層の最新活動時期を評価することができる。



上載地層法の概念図

【第 4 分科会】

長野県内のリニアの残土置き場の問題点

2021. 09. 19 飯田リニアを考える会・春日昌夫

1.谷や沢を埋める場合(豊丘村本山ほか多数)

- ・もともと削れてできた場所を埋め立てることは自然の摂理に反する
- ・谷や沢の下流に、人家、集落、河川がある
- ・長野県も高低差 15m の基準あり。超える場合、盛り土の安定計算で問題なければ認める。
- ・JR 東海は設計に道路の新設や改良の時に使う基準を用いてるが、長野県はこれらの基準は谷埋めを想定していないと指摘 ⇒ JR 東海は、適用できると説明

・長野県は、JR 東海が安定計算で使った 2 次元解析では不十分だから 3 次元解析を行うよう助言 ⇒ JR 東海は「2 次元解析より適切な数字が出るというものでは必ずしもない」と説明
(『読売』2017 年 5 月 20 日)

○ 設計が安全であるなら、2 次元でも 3 次元でも良い評価が出るはず。それをしないというのでは住民の懸念は拭えない。

- ・土量が流域の治水計画の想定を大きく上回る。盛り土の安定性以外に、下流上流の対策が必要。盛り土計画に具体的に盛り込まれていない(中川村の半の沢を除いて)。
- ・水位上昇対策の排水管など資材の機能や耐久性の問題(目詰まり、材質劣化など)
- ・山中で変化に目が届かない。
- ・防災上指定のある場所では、引き受けにより指定が外れ災害時の責任が地権者になる。
- ・用地取得する場合もした JR 東海がいつまで存続するか。結局、県民の負担(税)の可能性。

2.崩壊地直下の川岸に盛土する場合(大鹿村・鳶ヶ巣沢)

・JR 東海の費用で設置された検討委員会の報告書は、これまで経験した規模の災害であれば安全といえる設計と評価。ある委員は新聞の取材に、小渋川沿いは複数断層が走り地形が急峻で地盤が弱いので、一気に崩壊した最悪の事態を考えてやってほしい(『信濃毎日』2019 年 5 月 13 日)、あるいは、崩壊地の末端に盛り土工をするのは本来は良くない(『静岡新

聞』2021年7月29日)と語る。つまり専門家の意見として危険だということ。

3.堤防内側の低地の嵩上げや『産業用地』造成の場合(ガイドウェイヤードの造成の例)

- ・水田地帯の湧水機能が失われる

- ・ガイドウェイ組立・保管ヤードの造成(喬木村、高森町) JR 東海の使用後は工事誘致など

産業用地や商業施設用地などの計画(思惑)がある。⇒洪水被害の恐れ(水田より復旧復興が難しい)、また河原で地盤が緩いので工業用地に適さず、経済社会の変化で誘致のあてが外れる可能性も

- ・事業自体は公共事業であり、処分場ではないので JR 東海は環境調査をせず保全計画を立てない。自治体も環境調査をせず保全計画を立てない(高森の場合)。

【第 5 分科会】

第 25 回 静岡地方自治研集会

第 5 分科会自治体アウトソーシングは何が問題？

守口市学童保育の民間委託と指導員の雇い止め事件から考える

2021 年 9 月 19 日（日）

守口市学童保育指導員組合

【守口市の学童保育の経過】

1, 学童保育のはじまり

- ・ 1966 年 「守口市留守糧児童会事業」として 1 か所からスタート
- ・ 1981 年 3 月 守口市学童保育指導員労働組合と守口学童保育連絡協議会結成
- 保護者との共同で、学童保育の内容を充実させ指導員の労働条件向上を実現させる
- ▶ 全国区開設 保護者の就労に見合った開設日、開設時間を要求する中で
2006 年 18 小学校全校区開設 土曜開設実現
- ▶ 1 年任用の非常勤嘱託指導員（月給制 一時金 定昇 人勧適応 有休休暇
特別休暇 産休・育休 他）
3 カ月任用のアルバイト指導員（時間給 一時金なし 有給休暇 他）
- ▶ 保護者とともに作ってきた保育内容と一人ひとりの願いを大切にする保育実践
キャンプ、学童まつり、わんぱくオリンピック、クッキング、けん玉大会等

2, 学童保育への攻撃

- ・ 一部の子どもは事業だから必要ないという廃止・縮小・保育料の値上げ
- ・ 2006 年全児童対策事業との一元化

保護者とともに学童保育の役割を学び、交流し運動ではね返してきた

【学童保育を民間委託へ】

1, 色々な攻撃をはね返し、指導員の賃金・労働条件の向上、保育内容が充実をしていく中で、指導員が安定的に働き続けることができるようになりつつあった。

2015 年 国もようやく重い腰を上げ国の省令・設置運営基準・運営指針を策定。でも…

2, 2011 年 西端守口市政スタート「民間でできるものは民間で」の方針の元

保育所、学校公務員、窓口業務、クリーンセンター等々が次々民間委託される。

3, 2016 年 12 月 市長改革ビジョン案の中に「学童保育の民間委託」が盛り込まれる。

- ・ 守口学保協、指導員組合、守口市職労、学童保育関係者、地域等、全国的な民間委託反対運動（パブリックコメント、署名、宣伝行動、守口市議会への訴え、団体交渉等々）
- ・ 運動の成果として、「保護者とつくってきた 50 年の保育の蓄積を継承する」「希望する指導員は引き続き雇用する」ということを守口市の考え方と明確化される。
- ・ 2018 年 3 月議会でプロポーザル選定委員会予算化（実質上の民間委託決定）

【指導員の雇い止め】

- ・「今まで通り守口市が保護者と一緒に蓄積してきた保育内容を継承すること」「指導員を継続して雇用する」というプレゼンを評価され（株）共立メンテナンスが業務受託。
- ・2019年4月1日より、民間委託スタート
- ・評価された2つの内容が、4月の最初から守られず、今までどおりの保育をするのが困難になる。
「保護者会に出てはいけない」「保育内容や子どもたちの関り方への制限」
「日曜日の研修に参加してはいけない」
- ・2020年3月。新型コロナ第1波で現場が混乱する中 13人の指導員に3月12日～13日に注意書、3月23日に雇い止め注意書が渡され、3月末雇い止めに。
- ★保護者会と一緒に取り組んできた行事がなくなる。
- ・2020年5月15日 大阪地裁へ提訴
- ・2020年8月6日 大阪府労働委員会に救済申し立て（6/8結審 命令待ち）
- ・先行事件（2019年4月～団交拒否をしていた件を大阪府労委に救済申し立てた事件）
の救済命令が2020年4月組合完全勝利命令⇒共立が命令を不服として中労委へ再審査請求
⇒2021年4月中労委が再審査請求棄却⇒大阪府、守口市他行政区、京都市で「入札参加資格停止」
処分。共立は、上告せず、先行事件命令「団交応諾」「謝罪文の手交」「ポストノーティス」
- ・2021年7月12日初めての団交開催（京都に履行報告をしたいための団交）次回9月30日

【民間委託の問題点】

- ★運営の責任主体があいまいになり、結局誰も責任をとらない。
- ★会社の儲け優先の考えや運営になり、質が低下する。
- ★組合の弱体化
極端な組合嫌悪（団交拒否等） 物をいう組合 ものをいう労働者を排除しもの言えない職場に。
- ★会社のリスク回避が優先される保育内容
子どもや保護者の願いに寄り添った学童保育ができない。利用者のサービス低下（保育なのでサービスとは呼びたくないですが...）仕事の内容とやりがいとが奪われる。
- ★私たちは「不当解雇撤回」「子どもたちのところへ一日も早く戻りたい」「共立メンテナンスのような企業に学童保育を任せてはいけない」という思いでこの裁判・労働委員会争議をたたかっています。でも1年半が過ぎ、それだけではなく、民間委託によって公共性や指導員の専門性が担保されない。

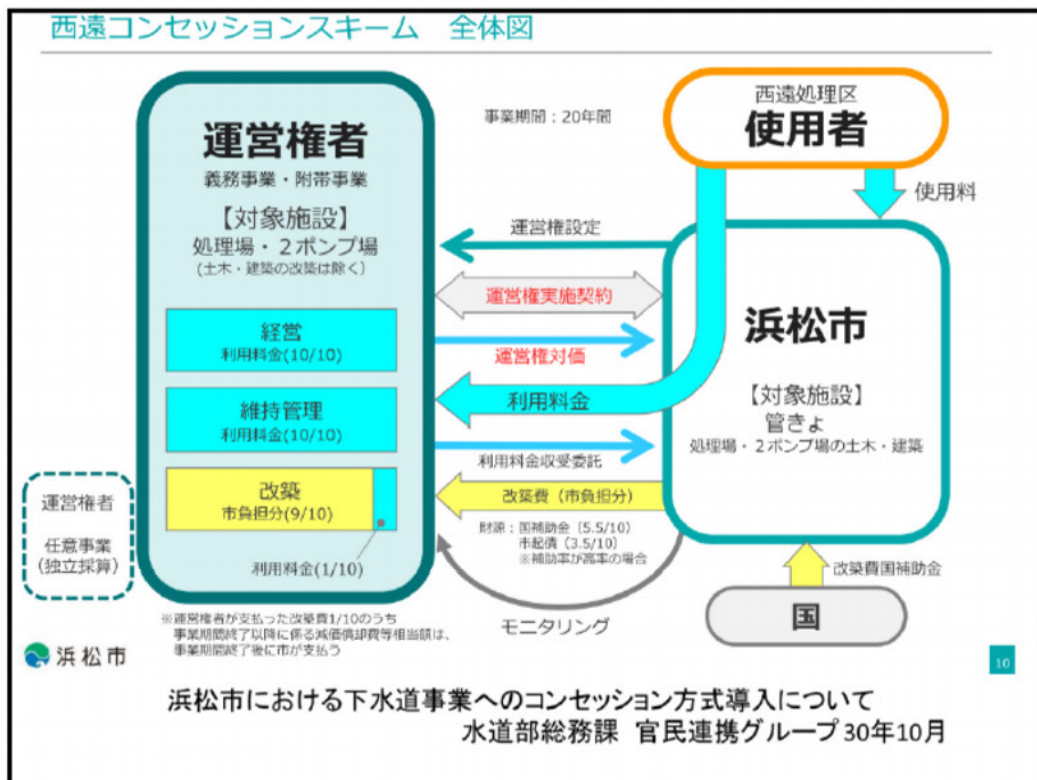
★資料の紹介★

本日は、研究集会実行委員会のみなさまのご厚意で、たくさんの資料、
お願いを入れさせて頂いています。どうぞ協力よろしく願いいたします！

- ①「守口学童支える会」加入案内と用紙
- ②大阪地裁宛て署名用紙（団体・個人）
- ③市民宣伝ビラ
- ④支援共闘ニュース
- ⑤「楽楽ポールⅢ（のぼり旗専用ポール）」案内

浜松市と宮城県 造語で民営化を隠す

- ・ 浜松市はコンセッションの事を「**運営委託方式**」と言いかえた。
- ・ 検針員さんが「運営委託方式」の説明のチラシを配る。
- ・ 広報はままつにも載せる。・市長も議会で言う。
- ・ 管理者「**委託と民営化の中間**」「**民営化ではない**」
- ・ 宮城県は「みやぎ型管理運営方式」



下水道コンセッションの改築工事20年で251億円 契約先と契約額 ヲエリア子会社が額で47%

2018年～2019年 西原環境 3.2億円

2019年～2020年 西原環境 6.8億円

2019年～2021年 野里電気 1.7億円

2019年～2021年 日立製作所 1.6億円

2020年～2023年 安川・野里特定建設 9.8億円

2020年～2023年 石垣 2.9億円

2020年～2022年 西原環境 4.5億円

2020年～2022年 中日本建設コンサルタント 4.6億円

浜松市からコンセッション整備事業費として

2018年1.8億 2019年6.7億(決算) 2020年6億 2021年12億(予算)

9月26日の止めよう水道民営化連帯スタンディング(宮城・浜松・東京)チラシの裏

なんかヘンだよ 宮城の水道民営化

宮城県議会6月定例会、最終日の7月5日、県営水道(上・下・工業)三事業の運営権を一括して民間企業に売却する、水道民営化の関連議案を賛多数で可決しました。

この民間企業は水処理大手のメタウォーター、フランス発のグローバル水メジャーヴェオリアの傘下にある**ヴェオリア・ジェネッツ**という会社、そして**オリックス**などで構成されている、特定目的会社に、この運営権を売却するというのが決まられてしまいました。

特定目的会社SPCは、「株式会社みずびサービスマネジメントみやぎ」。ここが全体の経営をして、実際の維持管理はOM会社(オペレーション&メンテナンス)会社の名前は、「株式会社みずびサービスみやぎ」。

SPCの中では、メタウォーターグループが51%の議決権というのを持っています。ところが、みずびサービス、OM会社のほうでは、メタウォーターが51%持つのではなく、**ヴェオリア・ジェネッツが議決権の51%持ちます。**

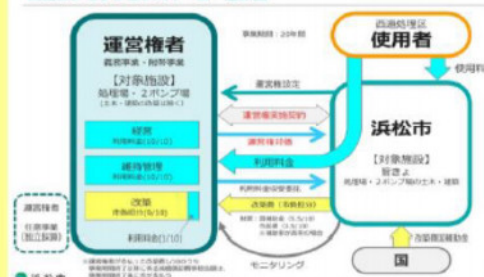
要するに、「**ヴェオリア・ジェネッツが全部仕切ります**」ということになります。問題なのは、このヴェオリア・ジェネッツの議決権株主が51%だとい

ったのは、**宮城にはなかったからでした。**

議決権	議決権比率	議決権比率
メタウォーターグループ	51.0%	51.0%
ヴェオリア・ジェネッツ	51.0%	51.0%
オリックス	51.0%	51.0%
西原環境	51.0%	51.0%
野里電気	51.0%	51.0%
日立製作所	51.0%	51.0%
安川・野里特定建設	51.0%	51.0%
石垣	51.0%	51.0%
中日本建設コンサルタント	51.0%	51.0%

議決権	議決権比率	議決権比率
メタウォーターグループ	51.0%	51.0%
ヴェオリア・ジェネッツ	51.0%	51.0%
オリックス	51.0%	51.0%
西原環境	51.0%	51.0%
野里電気	51.0%	51.0%
日立製作所	51.0%	51.0%
安川・野里特定建設	51.0%	51.0%
石垣	51.0%	51.0%
中日本建設コンサルタント	51.0%	51.0%

西道コンセッションスキーム 全体図



上の図は、一部が民営化(コンセッション)されている浜松市の下水道のお金の流れです。運営権者SPCは浜松ウォーターシンフォニーです。

浜松ウォーターシンフォニーはヴェオリア・ジャパン、**ヴェオリア・ジェネッツ、オリックス**など6社で作っている会社です。

黄色の部分は税金なのに、改築工事はヴェオリアの子会社が請け回していたので、市議会に問題となり、途中から入れに変わりました。

それに比べると、宮城は入札どころか、もう実際に維持管理する会社が決まっているというのは「えー?どうして?」としか言えません。



【みやぎ版おやつばり水道民営化だった!】
宮城の水が他ない! ストップ水道民営化
オンライン市民集会 2021年9月4日

クイズ

★みやぎと浜松、水道民営化の運営会社で

共通している会社は?

() ()

★その中で水道民営化を断ってきた竹中平蔵氏が

役員をしている会社は? ()

答えは26日に発表します。

2010年再公営化されたパリ市では

市内のあちこちに無料の給水スタンド
市民の要求(市民参加型予算)で炭酸水も
41億円のコスト削減・8%料金値下げ
水源地を購入・有機農業を支援
低所得者へも支援



当時ヴェオリア社長は「**スフィンクス**」と言われた。じっとして口を開かない。
漏れがあったら水道管を替える契約、実際にはつなぎの部分だけ変えただけなのに、**全部替えた請求**をしていた。現場で見ていてわかった。

ITソフトはヴェオリアが持っていたので、公社で使うためには新たなライセンス契約をヴェオリアと結んだ。2006年から遠隔で検針できるシステム、改修して使えると思ったら、アンテナの中に小さなソフト、**ヴェオリアが特許**をとっていて、それを使わないと検針できないシステム。私たちは、ヴェオリアにナイフをのどに充てられて契約させられて、2016に公社で独自システムを開発し、前のものを解体して**新システムをつける作業がまだ続いている**。**終わるまではヴェオリアに払い続けるしかない**。

(2019年に元ヴェオリア社員・現在従業員代表のオードパリ理事から聞いた話)

30年以上水道民営化が続いている
イギリスでは

83%の人が再公営化を希望している

- ・めまいがするような複雑な法人形態で
法人税を払っていない。
(最終的にはタックスヘイブンを利用)
- ・**CEOの年収はメイ首相の5倍**
- ・1989年完全民営化の時は、ほとんど債務ゼロだったが、2018年10のイングランドとウェールズの水道会社は合計で510億ポンド(**約7.39兆円**)の**債務**。
- ・水道管からの漏水率25%
～設備の更新をしないから～罰金の方がお得

下水道(西遠処理区)の浄化センターは2018年4月
からコンセッション契約 2017年10月から値上げ

・ 浜松ウォーターシンフォニー

仏ヴェオリア社の日本法人が中心の6社
20年契約 86億円のコストダウンを提案

契約書の問題点

50条: 反対運動・訴訟の損害は市が補償

95条: 情報公開の範囲は

運営権者の「取扱規定」による

96条: 情報開示は互いに事前の承認が必要

46条: 料金設定は協議する。

民営化(※コンセッション)された下水道の契約書は・・・

※施設は浜松市が所有して運営権・経営権を売却する

住民運動を監視しているかのような条文！

契約書の50条では、「住民の反対運動や訴訟等により・・・運営権者に
追加費用や損害が発生した場合、市が補償する。」となっています。

情報は隠される！

契約書95条では「情報公開の範囲は運営権者が作成する取扱規定によ
る。」契約書96条では「市と運営権者は、相手方の事前の承諾がない
限り、情報を開示してはならない。」とあり、公営のように私たち払っ
た水道料金がどのように使われたのかを全て知ることはできません。

とめよう！おしよせる民営化の波・・・

2020年9月13日(日)

命の水を守る全国のつどいin浜松
アクトシティ大ホール

ゲストは 岸本聡子さん(トランスナショナル研究所員)
内田聖子さん(アジア太平洋資料センター共同代表)

浜松市の水道民営化を考える市民ネットワーク

事務局 浜松市中区野口町356 TEL・Fax 053-545-6773 (天沼)

事務局員: 池谷さか子 090-2944-4335 池崎恵子 090-9188-1136

カンパ ゆうちょ銀行 記号12300 番号59609521 浜松水道ネット 外署名

メール suidou2018@gmail.com ブログ http://suidou2018.hamazo.tv/

● 毎週水曜は、市役所交差点で12時15分～13時。

● 毎週日曜は、浜松駅前で11時～12時、署名を集めています。(雨天中止)

浜松市
水道
民営化は
中止

じゃ
ながったの？

延期しただけだよ～ん
水道民営化は

断念させよう！

命の水はみんなの財産
市民のために、公営でやってほしいね



ハッシュタグ



これまでやってきたこと

- 2018年4月～12月まで
出前講座2回 学習会(総会含む)20回
- 2019年 学習会(総会・全国のつどい含む) 7回
- 署名提出 2019年3月まで32000筆 2020年3月まで累計39600筆
- 2018年1月から毎水曜スタンディング・署名市役所前
8月から毎日曜 街頭宣伝・署名 浜松駅前
公開質問状7回提出
2019年3月 市議・市長候補者へ4択アンケート
回答者の9割反対
- ブログ・FB・ツイッターで発信 署名協力店100店舗以上
リーフレット作成・配布(中にA5の学習会案内を入れる)
2018年4月～約19万枚 2019年5万枚
- 現在第2次署名(水道職員採用を求める)に取り組んでいる。

毎週水曜日の市役所交差点スタンディング
県外からの見学者もあった。



2019年1・13命の水を守る全国のつどい・浜松



デモ: 200人以上
集会: 600人以上

静岡新聞
中日新聞
北海道新聞
赤旗
TVタックル
NHK (関東のみの番組)
などが取材

2019年6月29日(土) 宮城県 仙台で
第2回命の水を守る全国のつどいが行われた

地元の水道業者さんを手分けしほぼ訪問

- ・ **浜松市上下水道協同組合との懇談**

最初の訪問では理事長は「管路なしのコンセッションならいいが・・・」と言っていた。

- ・ **市内の水道業者を訪問**

学習会に来てくれた方もいた。



選挙前でもあり、自民党会派で民営化反対

（自民の市長候補は「水道民営化は大反対」という。
が、ブログを読むと

水道問題は大きな問題ではないとも書く。）

地元業者も反対 中日新聞2018年12月7日

- ・ **文丘建設**: 大手ゼネコンに工事を一括発注すると、地元業者はどこで仕事をやればいいのか？

- ・ **日管社長、浜松上下水道協同組合理事長**:

周りの業者は事業撤退を始めている。組合の総意としてコンセッション方式には反対

先人たちが築き上げてきた安心安全な水道を
売り渡してたまるか

2018年度中の結論先送り

2018年11月24日 2019年1月26日 1月31日の3回発表

- ・ 市長「民営化と誤解され、市民の理解も進んでいない」「コンセッションは有効な手法の一つ。」

予想以上に市民の関心が高く、ご理解いただける時期まで導入を延期する。」

「全体の空気が変わるまで待つ。」

- ・ 水道ネット：署名提出時に声明発表
市の「運営委託方式」こそ誤解を与えている。
公開討論会に応じるべき。
コンセッションは断念を。

EUでは「私の情報は私だけのもの」

EUでは「個人情報」は個人のみに使われるものと規定された一般データ保護規制（GDPR）があります。間違った情報を訂正する権利、異議を述べる権利、そもそもビッグデータに入れない権利等、個人情報は本人だけがコントロールできるようになっています。ドイツでは、政府から独立した監督機関に強い権限があり、警察にも立ち入り検査してデータの削除命令もでき、個人情報がかっちり守られています。

菅政権は「デジタル改革」でも、個人情報の保護基準をゆるめ、全国で統一する方針です。企業はデータの利活用がしやすくなり、儲けの場になります。

日本では
個人情報
は大企業の儲けの種

頼りになるのは や

電気が使えなければ、パソコンもデータ基盤も役に立ちません。大災害やコロナ禍では、公務員や医療従事者のマンパワーが頼りです。

スーパーシティを考える会 ds.city.naani@gmail.com



内田聖子さん
12月講演



岡田知弘さん
1月講演



ブログ

カンパの振込先

ゆうちょ銀行から ゆうちょ銀行
記号12370 番号59169431
他の金融機関から ゆうちょ銀行
店番238 番号5916943
名前 スーパーシティを考える会

【スタンディングしています】 雨天その他で、中止の時もあります。
日曜：浜松駅前 11:00～12:00・水曜：市役所交差点 12:15～13:00

スーパーシティは大問題

菅政権のバックにいるのは
竹中平蔵氏



【第5分科会】「自治体アウトソーシングは何が問題？」

—島田市の包括業務委託に対するたたかい—

1 民間委託の問題点

- ・偽装請負の可能性
- ・公権力の行使
- ・業務の継続性

受託側(民間)

委託側(自治体)

2 経過と問題点

- ・最初の提案
- ・運動
- ・全員一致の否決
- ・再提案

○窓口業務等包括委託(令和2年度決算額)

161,804,496 円

- ・窓口受付(市民課ほか10課 67名)
- ・自動車運転管理等(教育総務課ほか4課 18名)
- ・業者選定
- ・1ヶ月前
- ・業務開始から現在

3 今後の展開

自治体の窓口業務の委託について



平成30年10月2日（火）
総務省自治行政局行政経営支援室

より 抜粋

窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項(平成27年6月4日内閣府通知)

市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する
官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に
委託することが可能な業務の範囲等について

平成27年6月4日
内閣府 公共サービス改革推進室

内閣府公共サービス改革推進室では、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)において、「官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監視委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する」とされたことを踏まえ、関係者と協議の上、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、平成20年1月17日付け事務連絡「公共サービス改革基本方針」の改定(市町村の窓口関連業務24事項)に関し官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等)により地方公共団体に周知を行ってまいりましたが、その後、委託することが可能な業務の一部について、法令改正がなされたこと等を踏まえ、同事務連絡を新たに改定しましたので、通知いたします。

1 民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲

- ・別紙は、市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に取り扱わせることが現行法上可能である窓口業務の範囲等についての関係省の見解が示されたものです。
- ・窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれるため、別紙は、現行法において民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為又は補助的業務に該当する業務について整理されています。

2 別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項

以下は窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の共通的な留意事項として示されたものです。

- (1) 市町村の適切な管理
 - ・民間事業者は、業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意してください。具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。

- ・また、法律に基づき市町村長の判断行為、原簿(住民基本台帳、戸籍簿、学齢簿、犬登録原簿等)の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は確実に行ってください。
- ・なお、窓口業務の処理に關し、申請者等の住所等を確認するために住民基本台帳情報を使用し、又は処理のためのシステムを操作する場合に、受託した民間事業者にこれを取り扱わせることは必ずしも否定されませんが、同様に市町村の適切な管理の確保に留意してください。
- ・市町村職員が委託先職員に指揮命令せず労働者派遣にあたり、労働者派遣法に従わなければならないため、ご留意ください。

(2) 個人情報保護の確保

窓口業務の実施にあたっては住民に関する各種個人情報を取り扱うこととなることから、個人情報保護条例の規定に委託した民間事業者及びその従業員を追加し、罰則規定の対象とするなどの整備を行う必要があるほか、当該業務の内容に応じた情報の取扱いの方法等を定めた実施要領の策定、業務内容に限定した端末へのアクセス制限など、個人情報保護に對する特段の配慮をお願いします。

(3) 公共サービス改革法の規定との関係

【公共サービス改革法第34条(特定公共サービス)について】

公共サービス改革法第34条の規定については、官署内に市町村職員が常駐しない事例を想定した上で、民間事業者による第1項各号の証明書等交付業務を委託により取り扱わせる場合の特例として定めているものであり、この規定に基づいて民間事業者が取り扱える業務の範囲は、本人請求等の「受付」と当該請求にかかる証明書等の「引渡し」の業務に限られるのは、従前のとおりです。

当該業務について同法に基づき官民競争入札又は民間競争入札を実施して民間事業者に業務を委託した場合は、同法におけるみなし公務員規定その他の規定も適用されます。

【今回の市町村の適切な管理における民間事業者への委託について】

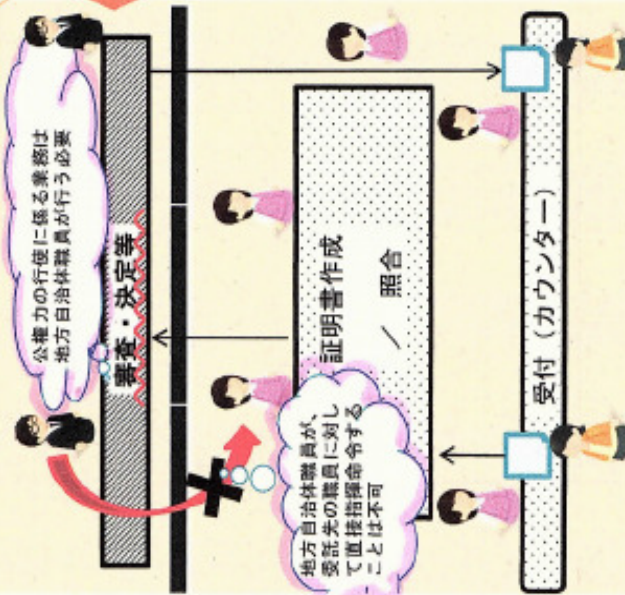
今回整理された業務については、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各市町村が地域の実情に応じて条例等で手続を整備することにより、官民競争入札又は民間競争入札等を実施することが可能ですが、現行法の範囲内で行うものについては、公共サービス改革法の規定は適用されませんので、ご留意ください。

窓口関連業務に係る地方独立行政法人の活用イメージ

地方自治体直営+民間委託

- 地方自治体の業務
- 委託先の業務

効率的・効果的に行政サービスを
提供する観点から、地域の実
情に応じて地方自治体が選択

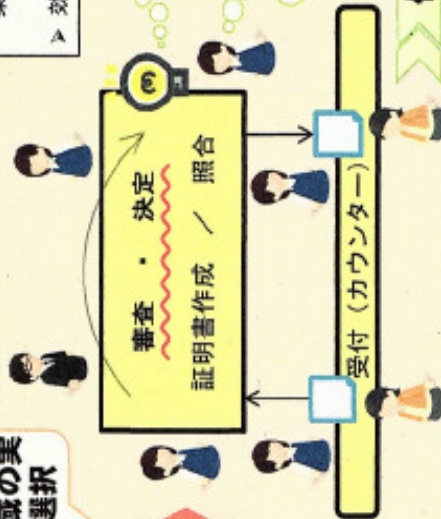


効率的・効果的な行政サービスの提供

- 民間の能力やノウハウの活用によるコスト削減
や住民サービスの向上

地方独立行政法人

- 地方独立行政法人の業務



業務運営の効率化

- 独立した企業会計の下、目標・評価による
業績管理の導入
- 目標設定・評価の指標の設定や業務コスト
の可視化
- 業務運営の効率化や住民サービスの向上

包括的な業務実施

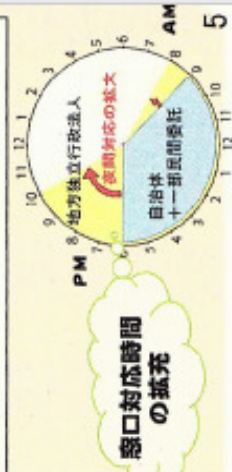
- 公権力の行使にわたるものを含めた包括的な
業務について、地独法が行うことが可能に
- 効率的・効果的な行政サービスの提供

地独法職員が継続的に窓口業務を
担うことでノウハウの蓄積が可能

一般型地独法職員の給与は、基本
的に民間と同様に労務交渉により
決定され、地方自治体職員と比較
して弾力的な運用が可能

住民サービスの拡充等

- 職員の勤務条件について、任期の定めのない
短時間勤務（一般型地独法職員）、1年
単位の変形労働時間制等が可能に
- 夜間・休日の窓口対応や繁忙期に応じた
人員配置等について柔軟な対応が可能に
- 職員の個別のニーズに合った多様な働き方
が可能に



窓口対応時間の 拡充



目標・評価による 業績管理

メーカーは発言者



全労連 自治労連速報

2019年1月31日（木）

第135号

（通刊第6129号）

発行 = 日本自治体労働組合総連合企画財政局

東京都文京区大塚 4-10-7 Tel. 03-5978-3580 Fax. 03-5978-3588

E-mail⇒ jichiroren@jichiroren.jp

URL⇒ <http://www.jichiroren.jp/>

包括委託を進める島田市（静岡県）に 自治労連・弁護団・研究機構が現地調査 住民サービス低下、市職員の専門性喪失、嘱託員・臨時職員の雇い 止め、偽装請負、個人情報漏えいなど数々の問題点を指摘

今年10月より、嘱託員・臨時職員が担うすべての業務を対象に、包括して民間委託を進めようとしている島田市（静岡県）について、自治労連・静岡自治労連・自治労連弁護団・自治労連地方自治問題研究機構で自治労連調査団を編成し、1月21日に島田市役所において現地調査を行いました。この調査は、政府の「公的サービスの産業化」（2015骨太方針）の方針に沿い、会計年度任用職員制度の導入に乗じて全国でも異例な規模での民間委託を進めようとする島田市の動きを把握し、アウトソーシングに対する自治労連の取り組みに活かすために実施したものです。



自治労連調査団として、自治労連本部より久保中執、杉本中執、静岡自治労連から菊池委員長、青池書記長、島田市労連4役、自治労連弁護団より尾林弁護士、河村弁護士、静岡自治労連弁護団より栗田弁護士、自治労連・地方自治問題研究機構より山縣諏訪東京理科大学専任講師が出席しました。島田市からは、行政経営部人事課より小松原課長、高橋行政経営部参事、永田人事課長補佐兼任用・給与担当係長、鈴木書記、島田市顧問弁護士の河村弁護士が出席しました。

自治労連調査団より島田市に、①包括委託への移行を検討している業務について、「公務の運営は任期の定めのない常勤職員が行う」という原則から外すのが可能であると判断した理由・根拠は何か、②市職員のノウハウや専門性をどう確保するのか、③民間にさせてはならない公権力行使の業務を受託会社が行ったり、市職員と受託社員との直接のやり取りが避けられず偽装請負になるおそれがあるが、法違反にならない措置をどうするのか、④住民の個人情報をどのように保護するのか、⑤嘱託員・臨時職員が大量に雇い止めされるが、雇用をどう確保するのか、⑦災害時や受託企業が契約途中で突然撤退した場合にどう対応するのかなど、全国の民間委託をした自治体で発生している事例をもとに質問し、市の考えや対応をいただきました。

自治労連が具体的に指摘した問題について、島田市は「住民サービスを低下させない」「法令を守る」など一般的な回答に終始

島田市は「会計年度任用職員制度が導入されると、財政上、市の嘱託員・臨時職員をこれまでと同じように任用することができないので、包括委託に移行する。総務省は、公権力の行使や政策判断ではない反復、定型的な業務については外部委託を認めている」「今後、労働力人口の減少も危惧され、市職員のノウハウを蓄積していく業務についても選択と集中を考える必要がある。窓口業務など繁忙な業務を民間に委託すれば、市職員は政策立案など本来行わなければならない業務に集中でき、ノウハウや専門性は維持、蓄積、継承されと考える」「労働関係法令を遵守できるよう、仕様設計を当然考えていくところである」住民の個人情報の取り扱いは、適切に指導、監督していく」「受託者を決めるのに企業の信用情報を確認する」と答えました。

自治労連調査団から、「戸籍業務を委託した東京の足立区では、公権力行使の業務を受託会社が行っており、戸籍法違反で法務局からは是正の指導を受けた。区は、窓口で疑義があるたびに受託会社の社員から区職員に問い合わせるよう仕様を変更したが、今度は偽装請負で労働局からは是正の指導を受けることになり、委託した業務を直営に戻した。浜松市の学校給食や大阪市の窓口業務では、委託契約途中で業者が撤退している。島田市でも同様の事態が生じる可能性があるが、どう対応するのか」「窓口業務はそもそも、住民の生活実態を把握して必要な行政支援につなげる重要な部署だ。窓口業務に正規職員を配置している自治体の事例にこそ学ぶべきでないか」など、各地の具体的な事例を取り上げて、起こり得る問題への市の考えや対応を質問しました。

島田市は、「住民サービスは低下させることがないように、適正に対応できる体制をつくる」「顧問弁護士の助言を仰ぎ、先進的に実施している例を参考にしながら適切な仕様書を作成していく」「情報管理の仕組みについて、先進事例があれば参考にしていく」など一般的な回答に終始しました。自治労連調査団から「先進事例を参考にすると言うが、具体的な事例が念頭にあるのか」と質問すると、島田市は「先進事例を抱えているであろうという自治体を探しながら、ということになる。(市として)一つの先進事例をいち早く察知するノウハウはない。先進事例は自治体の交流などで集めていくしかない」と答えました。

市の嘱託員・臨時職員の雇用について、島田市は「市としても重要なことと考えている。受託会社への雇用継続についても、就労を希望する人が就労できるように法令上許される範囲内で可能な限り対応していきたい」と答えましたが、雇用の確保については明言しませんでした。包括委託の労使での取り扱いについて、島田市は「管理運営事項であり労使交渉の対象ではない」と答えましたが、自治労連調査団から「職員の雇用、労働条件に関わる問題であり労使交渉事項である」という指摘も受け、「包括委託に伴って労働条件の問題が具体的な形で現れれば、労使交渉に応じていく。現場の声をシャットアウトして勝手に進めるようなことはしない」と答えました。

「住民サービスに責任を持った対応を」「職場の声を踏まえ、労使交渉を尽くすべき」と自治労連から要請

自治労連調査団は、「島田市が今後、どのような対応をするのかを全国が注目している。住民サービスに責任を持った対応を行うよう、慎重に取り扱って頂きたい」「住民にも情報を公開し、職場の声を聞いて労使交渉を尽くして頂きたい」と要請しました。その後、島田市の案内で包括委託への移行を検討している本庁舎内の窓口部署などを訪問しました。

調査団に参加した静岡自治労連、島田市労連の役員からは、「民間委託がもたらす問題について、市の危機感のなさに驚いた」「背景には総務省の財政誘導策がある」「委託の対象に上がった職場からは『うちは無理だ』という声が出ている。職場の声を集め、労使交渉を進めたい」「嘱託員・臨時職員に説明会や学習会を開き、組合結成をめざしたい」など感想や意見が述べられました。

自治労連弁護団は、包括委託についての意見書の作成を進めています。研究機構は、各研究会への報告、地方自治雑誌への論文掲載などを行う予定です。





包括委託では雇用もサービスも不安

島田市労連説明会へ嘱託員・臨時職員82人が参加

3月7日、島田市労連による包括委託説明会が開催され、82人の嘱託員・臨時職員が参加しました。昼休みにも関わらず市役所内はもちろん、保育園や学校職場からも休みを取って多くの職員が参加し、会場は熱気に包まれました。

説明会は、はじめに島田市労連の石塚委員長が「包括委託の問題点について多くの嘱託員・臨時職員みなさんに知ってもらいたい」、「島田市労連では、包括委託に関する要求書を提出しているが、対象業務を担っている嘱託員・臨時職員が組合に入って声を上げていくことが大切」と組合加入も含めてあいさつを行いました。

次に静岡自治労連の青池書記長が包括委託とともに会計年度任用職員制度についての説明を行い、自治労連が実施した行政



あいさつする島田市労連の石塚委員長

ヒアリングの内容、委託によって市民サービスが低下した自治体の事例などを紹介しながら、包括委託の問題点を指摘しました。「委託・請負は、偽装請負を防ぐため、今まで直接指揮・命令できたものを、いくつもの段階を踏まなくてはならなくなり非効率となる」、「職員の雇用保障はなく、人事課は、処遇の条件は引き継ぐようお願いするとしているが、自治体が委託費を削ったり、民間業者が営利を追求すれば、その低下は免れない」、「国は、勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ることは法の趣旨にそわないと言っている」、「国会質疑で総務省は、会計年度任用職員制度に必要な財源は保障すると言っている。その上で、島田市の包括委託は問題として取り上げられた」と説明し、そもそも包括委託が最善の方法なのかと疑問を呈しました。

参加した嘱託員・臨時職員にアンケートを行った結果、「あなたの業務を民間へ委託したら、住民サービスは維持できると思いますか」に対して、ほとんどの参加者が「低下するおそれがある」と答え、「あなたの業務は、正規職員の指示や相談がなくても独立して行うことができますか」に対しては、「ほとんどできない」「まったくできない」が多く、雇用や処遇に対する不安の項目では、「不安が多い」「困っている」が

ほとんどでした。

自由記載では、「現時点でさえ市民からの苦情を受けるのに、包括にしたら今以上に苦情が増えることは目に見えている」、「弱い立場をより弱くするのが『働き方改革』なのか。あと10年は教育費などのこともあり、働きたい」、「法に沿わない委託をやることに、市長は危機感を感じないのでしょうか」、「私たちの年収は手取りで150万程度、生活ができません。今日は、私達の考えに合った話しをしてくれてありがとうございます」など、切実な声が出されました。

現在、島田市議会で10月から実施する包括業務委託が提案されますが、市議の多くから「検討不足ではないか」と反発が多く、市職員が民間社員に直接指示することができないことについて、「特に教育現場は混乱するのではないか」など懸念の声が出て、審議が紛糾しています。

島田市労連では、アンケート結果を嘱託員・臨時職員に返し、引き続き説明会を開催していく予定です。